

(第一二十八部)

第九十五回

卷之三

午前十時一分開會

出席者は左のとおり。

行財政改革に関する特別委員会

理事

內閣委員會
委員長

理
事

塙出	和泉	昭次君	和美君	裕君	篤君	孝男君	善十君	寛三君	高木	正明君	田代由紀男君	智治君	惠造君	関口	田沢	谷川	成相	藤井	高木	田代由紀男君	正夫君	下条進一郎君	後藤	楠	大木	江島	淳君	浩君	清君	正俊君
安恒	本岡	鈴木	志苦	龜山	谷川	高木	正明君	寛三君	高木	正明君	田代由紀男君	智治君	惠造君	関口	田沢	谷川	成相	藤井	高木	田代由紀男君	正夫君	下条進一郎君	後藤	楠	大木	江島	淳君	浩君	清君	正俊君
和泉	照雄	照雄	良一君	裕君	篤君	孝男君	善十君	寛三君	高木	正明君	田代由紀男君	智治君	惠造君	関口	田沢	谷川	成相	藤井	高木	田代由紀男君	正夫君	下条進一郎君	後藤	楠	大木	江島	淳君	浩君	清君	正俊君
和泉	照雄	照雄	良一君	裕君	篤君	孝男君	善十君	寛三君	高木	正明君	田代由紀男君	智治君	惠造君	関口	田沢	谷川	成相	藤井	高木	田代由紀男君	正夫君	下条進一郎君	後藤	楠	大木	江島	淳君	浩君	清君	正俊君
和泉	照雄	照雄	良一君	裕君	篤君	孝男君	善十君	寛三君	高木	正明君	田代由紀男君	智治君	惠造君	関口	田沢	谷川	成相	藤井	高木	田代由紀男君	正夫君	下条進一郎君	後藤	楠	大木	江島	淳君	浩君	清君	正俊君

地方行政委員會
委員長 理事 委員

大藏委員會
委員長
理事

委员

國務大臣	委員
農林水產大臣	衛藤征士郎君
大臣	中村 太郎君
大臣	增岡 康治君
大臣	鶴山 篤君
大臣	塩出 啓典君
大臣	大河原太一郎君
大臣	鳩崎 均君
大臣	鈴木 省吾君
大臣	塚田十一郎君
大臣	藤井 孝男君
大臣	和田 和美君
大臣	馬場 静夫君
大臣	富君
大臣	鈴木 善宰君
大臣	奧野 誠亮君
大臣	園田 直君
大臣	渡辺美智雄君
大臣	田中 龍房君
大臣	村山 達雄君
大臣	龜岡 高夫君

ます。

そこで、問題は企業のビヘービアに私はあるのではないか。ただ企業倫理を確立しようと言つてはいるだけでもこれは解消しませんので、こういう公共事業を発注する側の審査体制と申しますか、協議体制といふもの、これをきちっとする必要がある。その点がやはり私はどうも各役所においてお十分ではなかつたというような感じがいたしておるのでございまして、先刻も申しましたように、鉄建公団に対しまして、こういう事件の審査体制に対し一段の考慮を払つて改革をするようについ指令を出しておりますが、どういう案を持つてくるかはまだわかりませんが、そういうことをきつとすることがわれわれの務めであろう、一方においては企業のビヘービアを高めていただく、こういうことではないかと思つております。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

ただいま兩大臣からお答えいたしましたところ、私の方の省といたしましても、工事の施行に当たりましては、発注に当たりましては、厳正な態度で臨んできたところでございます。また、建築の専門家であります技官が退職後、その特技を当たりましては、退職者の就職いたしました企業に特に有利にするようなことは断じてあつてはならないことと存じます。

今後ともに誤解を招くようなことのないようにないたいと存じますが、御案内のとおりに、先生がしまして企業に就職することもあり得ることと存ずるのでござります。しかし、工事の発注に当たりましては、退職者の就職いたしました企業に特に有利にするようなことは断じてあつてはならないことと存じます。

今後ともに誤解を招くようなことのないようにないたいと存じますが、御案内のとおりに、先生がしまして企業に就職することもあり得ることと存ずるのでござります。うち二十三名は人事院の承認、他の七名は人事院の承認権限の委任によりまして文部大臣がこれを認めた者でございまして、今後とも十分この点は戒めてまいりたい。

なお、文建会につきましての資料提出のお話

は、先生の方に資料を提出してございます。

○和田靜夫君 天下り官僚がそれまで蓄積したノーハウを駆使するいろいろあることだと思ふん

ですね。ただ、これが役所をだましたりあるいは不正な工事をするような形になつていく、こういう状態というのは大変警戒をしなければならぬことですね。国鉄総裁、鉄建公団総裁、どういう見解ですか。

○説明員(高木文雄君) かなり技術力を国鉄の方は持つておるものでございますから、その技術力をどうやってうまく生かしていくかということを考えながら、いま御指摘のような問題をどうやつて排除していくかということは大変むずかしいことをございまして、日ごろいろいろ考えておりますが、なかなかうまく徹底していくかという心配がございます。一つ一つのケースについて、よほど日ごろから引き締めていくという以外にないのではないかというふうに考えております。

○参考人(仁杉巖君) 今度のよな問題を起こしましてまことに申しわけございませんが、企業に就職いたしました者たちは、それぞれ技術あるいは事務等でそれぞれの技能を持っておりまして、その技能を生かしているということをごぞいます。が、いま先生の御指摘のようなことは絶対に起こる事態であります。公務員の老後の問題は、一面におきましては、公務員の老後の問題といふ問題が一つはござります。これは上級職も下級の方々も含めてそういう問題が一つございまして、それが自ら戒するというように指導をいたしております。

○和田靜夫君 ちょっとと官房長官が所用で出でていますから行管庁長官にお答えを願いますが、一つは、公共事業のむだをまずなくすという、そういう本當の意味での行政改革の実を上げる、そういう観点に立つて、いま若干指摘をしたような事件についてどう理解をするのか。またもう一つは、この天下り問題といふのは過去何回も私も問題にしてまいりましたが、この行政改革の実は重要なテーマの一つだらうと思うのです。この問題に政

府はどういうふうに対処をされるおつもりですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 近来、新聞紙面に談合やらあるいはそのほかの忌まわしい事件が摘出されており、また議会でも御質問をいただいて、われわれも非常に恐縮しておるところでございま

す。

会計検査院からそれが指摘されるまでもなく、これは政府内部におきまして事前に、そのようなことが行われないよう厳重に監督し規制すべきものでありまして、会計検査院から摘出されると不正な工事をするような形になつていく、こういうことは恥ずかしいことだと各官庁思はなければならぬことですね。国鉄総裁、鉄建公団総裁、どういう見解ですか。

○説明員(高木文雄君) かなり技術力を国鉄の方は持つておるものでござりますから、その技術力をどうやつてうまく生かしていくかということを考えながら、いま御指摘のような問題をどうやつて排除していくかということは大変むずかしいことをございまして、日ごろいろいろ考えておりますが、なかなかうまく徹底していくかという心配がございます。一つ一つのケースについて、よほど日ごろから引き締めていくという以外にないのではないかというふうに考えております。

○参考人(仁杉巖君) 今度のよな問題を起こしましてまことに申しわけございませんが、企業に就職いたしました者たちは、それぞれ技術あるいは事務等でそれぞれの技能を持っておりまして、その技能を生かしているということをごぞいます。が、いま先生の御指摘のようなことは絶対に起こる事態であります。公務員の老後の問題は、一面におきましては、公務員の老後の問題といふ問題が一つはござります。これは上級職も下級の方々も含めてそういう問題が一つございまして、それが自ら戒するというように指導をいたしております。

○和田靜夫君 ちょっとと官房長官が所用で出でていますから行管庁長官にお答えを願いますが、一つ

決算委員会の決議などで問題になつている院法改正問題というようなものも行管庁長官の頭の中に

はあって、いまの前段の答弁と、こういうふうに理解をしてよろしいですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 院法改正という問題を申し上げているのではなくして、その前の、事前の予防措置、監査機能の強化という問題をわれわれの側としては当面課題としておるわけでございます。

○和田靜夫君 建設大臣、この東京都と関東五県で五十六年度中に行われる予定の公共土木工事二千八八件についての「公共工事の土量調査工事リスト」、建設省関東地建が昨年十一月につくったのがひそかに持ち出されて建設業界に渡つた、このことは確認されますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) お答えいたします。

○和田靜夫君 公共工事リストの問題でございますが、確認といふよりも報告を受けたわけでございますが、報道では非常に問題のように書いておられますけれども、一部誤解があるようでもございます。これで、いま先生の御指摘のよなことは絶対に起こる事態であります。公務員の老後の問題は、一都四県二市三公団、東京都、周辺四県、それから横浜、川崎、首都、道路、住宅公団に約千部員の老後の問題といふ問題もございまして、それらの問題が、国民の理解が得られるような適切な形で処理されなければならぬと思うのです。ややもすれば、いわゆる天下りといふ言葉があるように、権力的影響が非常に大きい印象を与えるといふことはまずいのであります。ある程度はそれは人材活用という面もございまして考え方の許す範囲内において、そして節度を持って、そして精神的には恐れおののいてやるような形のものであればならぬこととあります。それらは法規の許すればならぬと思っております。

○和田靜夫君 このリストの作成についてどういふ方法がとられましたか。

○政務委員(吉田公一君) お答え申し上げます。

最近、建設工事に伴いまして発生する土砂、いわゆる建設残土でございまが、これの処分といふものが非常に大きな問題になつております。從来は海面の埋立地でござりますとか、あるいは内

陸の処分地において処理してきたわけでございますが、この方法がなかなか大変になつてきているという面もございまして、建設残土といふものは、他面におきまして建設に関連して土盛りその他で土を必要とするという需要もあるわけでございます。

そこで、建設残土対策の一環いたしまして、残土の有効利用ということを考えるために五十五年度から建設省の関東地建を中心といたしまして、さつき大臣からお話し申し上げましたように、一都四県二市三公園、そういうことで建設発生残土の処理計画検討会といふものを設けまして、そこで建設残土の大部分を占めております公共工事を対象としたしまして、残土がどういうところから出てくる、あるいはどういうところは土を必要としているというようなことの情報交換をするための検討会をつくったわけでございまして、そこで、一定期間に残土が発生する予定、これを各機関それぞれ、一工事で千立米以上の土砂の搬出入を伴う工事の場所でござりますとか時期、大体の土砂の予定量、そういうものの内容を示した資料をつくり、その情報を交換しよう、そういう目的でつくったものでございます。

○和田静夫君 こういうリストがつくられれば、

将来の土木工事の一覧表をつくることになるわけですから、業者などに悪用され、談合入札に便宣を与えることになるのではないかというふうに思つて、この工事についての有力な意見があつた。それにもかかわらず、そういう危惧を払いのけるようにしてリストを事前に割り振つて、そして契約獲得のために順番を決めて談合している、こういうことになつてますね。それに利便を役所が与えている。

また、道路公団総裁、おくれてきたのであります、あなたのところの事業では、全国的な談合が行われて、そうして入札の一ヵ月前にはその

工事についての、言つてみれば業者はすでに二ヵ月前に決まつてしまつて順番待ちだ、こういうふうに言われている。この辺のところは事実関係として明らかにしてください。

○政府委員(吉田公一君) 先ほど大臣も申し上げましたとおり、この資料は建設残土のいわゆる情報交換という意味でございまして、工事の内容の中で残土に関するものののみ、土の搬出入に関するものだけが対象になっている資料でございまして、もちろん工事の全内容を示すものでもございません。それから、建設残土搬出入が千立米に足らない工事は全部入っているわけではございません。そういう意味で、建設省の関東地建管内の工事で申しますと、全工事の一〇%に満たない程度の個所にすぎません。

それからまた、将来の工事にわたります場合に

は、具体的な問題としてスケジュールでございますとか事業内容について必ずしも確定した段階でもございませんので、変更もあり得ることでござります。それからまた、指名等が行われますのははるかに後の時期でございまして、それは発注機関のリストが直接それが悪用される可能性というのを示すために、心配もそれほどする必要はないというふうに思つて、その立場で行うわけでございますので、私どもは直接それが悪用される可能性というのを示す。

○参考人(高橋国一郎君) けさほどの朝日新聞の記事に、日本道路公団の工事の談合が行われたと

ます。それからまた、指名等が行われますのははるかに後の時期でございまして、それは発注機関のリストが直接それが悪用される可能性というのを示すために、心配もそれほどする必要はないというふうに思つて、その立場で行うわけでございますので、私どもは直接それが悪用される可能性というのを示す。

○和田静夫君 おたくの方の調査に基づいて、決算委員会にこの問題は引き継ぎます。

ところで、リストの、言つてみれば危惧される点がある、ないの論議というのは、ここでやつていても仕方がありません。建設省の側がいかに述べられようと、談合入札のための資料に業者の間でこれが用いられていることは間違いないが、その意味において、自治体などから吸い上げて、自治体も加わつていろいろのことを協議をして、そして中央官庁でもってリストがつくられる。そ

ういう関係は、これは職務上知り得たところの、言つてみれば守秘義務に該当するようなものを流したということには該当していくだろう、そういうふうに考えられるわけですが、そういう場合に公務員法違反の懸念というものは当然、総務長官、あるわけですね。

○國務大臣(中山太郎君) 先生お尋ねの、守秘義務の範囲といふものがどの程度に及ぶかといふことにつきましては、法制局長官から御答弁を願いたいと考えております。

○政府委員(角田義次郎君) 御質問は、国家公務の範囲といふものがどの程度に及ぶかといふことについて、法制局長官から御答弁を願いたいと考えております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) このことは古くて新しい話、新しくて古い話であつて、一長一短あるからと思いますが、地方自治体の徴税権といふのを尊重しながら、もつと合理的効率的に何かできる工夫はないかといふことで、今後とも私は謙虚に検討する必要がある、そう思つております。

○参考人(高橋国一郎君) けさほどの朝日新聞の記事に、日本道路公団の工事の談合が行われたと記述されています。私は大変びっくりしているわけでござります。そのときに工事の大ささによりまして、まことに工事のむずかしさ、やさしさに感じまして建設密に該当するかどうかということだらうと思いました。実際問題として、業者はこのリストをもとにして、これから先に予定をされるところの工事を事前に割り振つて、そして契約獲得のために順番を決めて談合している、こういうことになつてますね。それに利便を役所が与えている。

また、道路公団総裁、おくれてきたのであります、あなたのところの事業では、全国的な談合が行われて、そうして入札の一ヵ月前にはその

が、そういうことを行つておりますが、その時点では、どうも本命が決まつたというふうな記事でございますので、大変驚いているわけでございまして詳しく述べておりませんが、今後調べてみたいと思います。

○和田静夫君 おたくの方の調査に基づいて、決算委員会にこの問題は引き継ぎます。

それからまた、この資料は建設残土のいわゆる情報交換という意味でございまして、工事の内容の中で残土に関するものののみ、土の搬出入に関するものだけが対象になっている資料でございません。それから、建設省の関東地建管内の工事で申しますと、全工事の一〇%に満たない程度の個所にすぎません。

それからまた、将来の工事にわたります場合に

は、具体的な問題としてスケジュールでございますとか事業内容について必ずしも確定した段階でもございませんので、変更もあり得ることでござります。それからまた、指名等が行われますのははるかに後の時期でございまして、それは発注機関のリストが直接それが悪用される可能性というのを示すために、心配もそれほどする必要はないというふうに思つて、その立場で行うわけでございますので、私どもは直接それが悪用される可能性というのを示す。

○参考人(高橋国一郎君) けさほどの朝日新聞の記事に、日本道路公団の工事の談合が行われたと記述されています。私は大変びっくりしているわけでござります。そのときに工事の大ささによりまして、まことに工事のむずかしさ、やさしさに感じまして建設密に該当するかどうかといふことだらうと思いました。実際問題として、業者はこのリストをもとにして、これから先に予定をされるところの工事を事前に割り振つて、そして契約獲得のために順番を決めて談合している、こういうことになつてますね。それに利便を役所が与えている。

また、道路公団総裁、おくれてきたのであります、あなたのところの事業では、全国的な談合が行われて、そうして入札の一ヵ月前にはその

ます。

○和田静夫君 国税と地方税は、いま自治省の側の答弁にもありましたように異なっています。地方税を全部交付税化してしまえなどというような議論もあるようなんですが、これは地方自治体の課税自主権その他、要するに地方自治の本旨から外れる、憲法違反の問題に発展をする、そういうふうに考えます。これは自治大臣、そういうふうに考えるのでしょうか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 徴税の一本地化の問題は、いま事務当局から説明いたしましたとおりに、その考え方方が波及いたしますと住民税等の交付税あるいは譲与税化という問題につながる可能性が非常に多いわけでございます。この点は地方自治の本旨並びに地方税制のたてまえから、この問題についてはきわめて重要な問題でありますから慎重なる考慮をしていかなければならぬ、検討をしなければならぬ、そういうきわめて重大な問題だと、こう考えております。

○和田静夫君 もう一問、ここで参考のためですが、何か地方の徴税費が国のそれに比べて非常に高いのだというような議論が臨調の一部の中にはあるようなんですが、この問題については自治省はどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(関根則之君) 現在地方税の徴税費は、百円の税を徴収いたしますのに約三円三十銭ということがあります。国税よりも統計上は多少高くなっていますが、これは地方税の税目といふのは非常に小さな税金を拾つて歩くような、そういう税目が多いわけでございます。法人関係税などにつきましても、國の税率の方が高いわけございまして、大企業からまとめて比較すべきものではないというふうに考えております。

○和田静夫君 地方自治のこの問題に関連をしまして、機関委任事務に対する地方自治体の監督権というか、監査権、これを伺いたいのですが、昨

年十一月の第十八次地方制度調査会の答申で、地

方公共団体における監査制度の整備、監査機能の充実強化ということが強調されています。第二臨調でもこの地方制度調査会の方向が尊重されるとさようと思って努力している過程の問題でござります。第二臨調としては、すでにそういう政府間の調整に入っている仕事でございますから、この問題は政府に任せることの性格のものであると思っております。

○和田静夫君 地方制度調査会の答申というのには、「地方公共団体の処理する行政全般について公正と能率が確保されるよう、監査委員は、機関委任事務も含め一般行政事務についても監査できることとすべきである」というわけです。私は、大体機関委任事務などというものの存在自体、実は地方自治の本旨、自治の本質からいって問題があると常考えてはいるのですが、それはともあれ、この監査権の導入は一応私は一步前進だと思うのです。

ここで自治省にお尋ねをいたしますが、地方制度調査会が機関委任事務を含め監査できるとして、第十八次の地方制度調査会におきまして、監査委員に対しまして機関委任事務の監査をさせることということが問題になりました。この背景にありますのは、地方公共団体の行政運営の実情といふものを見てみると、住民の批判にこたえて、これが公的運営をするとというたまでは公平でしかも能率的な運営をするためでありながらして全く私は理解しがたい。そこで、自治大臣は衆議院の委員会で、これは理論的にも実際的にあるいは実際的にどのようにとるべきじやないことを考えていらっしゃるわけですか。

で行つてゐる事務全体を見る立場からいたします

と、どうしても機関委任事務というものを抜きにしては、公共団体の公正な執行というものを見るところができない。そういう観点から、監査委員の監査というものにつきまして、機関委任事務についてまで及ぼすべきであるというふうな観点で答申がなされたものでございます。

○和田静夫君 地方交付税は地方自治体の固有の財源であるということは、これは自治大臣、確認をしてください。

○国務大臣(安孫子藤吉君) そのとおりと了解しております。

○和田静夫君 そこで、地方交付税を一時減額して、後で延べ払い方式で自治体に返済するというふうなことが、話し合われたかどうかはまだつからかではありませんが、大蔵省の側から自治省の側にそういう相談が持ちかけられているという報道がありますが、これは自治大臣、本当に聞いておられます。

○政府委員(砂子田隆君) 第十七次に続きまして、そういう背景について簡単に説明してください。

○和田静夫君 大蔵大臣、こういうことは考えていらっしゃるのですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 内部で正式に相談をしたことがありますから、まだ考えていないと聞いておりません。

○和田静夫君 大蔵大臣、こういうことは考えておられます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 内部で正式に相談をしたことがありませんから、まだ考えていないと聞いておられます。

○和田静夫君 厚生省に尋ねておきますが、厚生省は昭和四十六年、かつて国庫負担の一部削減に反対した経緯があります。それはどういふ理由で反対をされましたか。

○国務大臣(村山達雄君) 当時の事情を見てみますと、現行制度を抜本的に見直すという考え方つまり、制度の根本にさかのぼって国と地方との役割り分担のあり方というような基本的な問題から、単に財政問題として考えるのではなくて、単に財政問題として考える、そして国庫負担の分を一部地方に持たせる、こういう考え方でございますので、それはやはり抜本的に考え直す必要があろうということで当時反対したわけでございます。

しかし、ついでに申し上げますと、現在考えておりますのは、厚生行政全般を見渡しまして、そして新しい制度をもしいまつくるとしたらどういふことになるであろうか、そういうことを厚生行政の全般について見てみますと、やはり地域保険でございますし、そしてまた、現に国民健康保険については都道府県が補助することができるという規定も入つていて、指導監督の権限を持つておられるわけでございます。その意味は、やはり單に国だけが持つべきものなのか、あるいはまた、いま医療の執行につき、あるいは医療費の適正化について指導監督の権限を持つておられるわけでございます。広域団体である都道府県の役割りといふものは現行法上でも大きな責任を持っています。ただくということは、あながら制度として抜本的に見直したときにはおかしな制度でもないのじや

ないか、こういうことでお願ひしているところでございますが、臨調でも同様なことがうたわれております。

しかし、いずれにいたしましても、実際問題といたしましては、これは国と地方の財政状況という問題を踏まえて考えねばならない現実的な側面を持つていることは当然でございます。したがいまして、この問題につきましては、予算編成のときまでにそれぞれ十分論議を深め、そしてまた財政当局をも含めて最終的な決定を見たいものだと、かように考へておるところでございます。

○和田静夫君 そう言つてみたところで、なぜ国保だけということになるのか。国民健康保険のみに地方負担を導入することは、やはり私は社会保険制度そのものの不整合を生み出すことは必定だらう、そう考へます。

厚生省が言つておることは、保険関係の委任事務を廢止するということを意味しておられますか。

○國務大臣(村山達雄君) そこまでは考へておりません。

現在の負担関係を見てみると、その事務が固有事務であれ、あるいは団体委任事務であれ、さらには機関委任事務であれ、それによつて補助率には差がないわけではございまして、およそ負担関係といふものは、それぞれの国あるいは地方の関与の度合いによって大体負担率が決まつて、おおよそ負担関係を見つけるといふことを思つてございまして、それが固有事務であるとか機関委任事務であるとか、そういうことは全体を見ますと關係ないよう思つてゐるわけでございます。

○和田静夫君 厚生大臣がいろいろなこと述べられましたが、よせんはやっぱり制度論といつぱり財政論、そういう感覚を深くするだけの、そういう御都合主義、こう転嫁するといつぱりのそういう公正を期しておるわけでございます。

次に、若干自賠責保険について伺いたいと思う

のであります。

自賠責保険の仕組みについては、いまお手元に資料を関係の大臣には差し上げました。自賠責保険はノーロス・ノープロフィットの原則がありましたが、これは依然として堅持されていますね、運輸大臣。

○國務大臣(塙川正十郎君) そのとおりでござります。

○和田静夫君 ところが、ノープロフィットと言つながら、運用益が出てきます。運輸省としてはこの運用益がトータルでどれくらいあるかというところをお把握させていただきます。

○政府委員(飯島篤君) お答えいたします。自賠責特会の運用益につきましては、保険勘定におきましては五十五年度六百七十三億、保険勘定におきましては三十二億八千万でございます。

五十六年度予算におきましては保険勘定で六百六億、保険勘定で三十一億でございます。

○和田静夫君 自賠責特会の保険勘定の自動車事故対策補助金といふのは、制度的、実態的にどういう関連を持つておられますか。

○政府委員(飯島篤君) 自賠責特会の運用益につきましては、自賠責審議会の答申を踏まえまして、将来の保険収支の改善に資するための財源として留保するほかに、交通事故発生の防止及び自動車事故による被害者の救済に活用するというこ

とにいたしております。具体的には、政府の再保険にかかるものにつきましては、特別会計法に基づきまして國の經理として行われており、毎年の国庫の予算措置で使途を決めてその公正を期しておるわけでございます。

○和田静夫君 民間の四割にかかわるのを知つておられる省とそれからもう一つの省から仮に出でる場合、本件の場合は、厚生省関係からも一部出るという場合には、厚生省関係において出ておる補助金を勘案してその額を決めておるというふうに聞いております。

○和田静夫君 会計検査院は損保会社分の運用益が自動車事故対策に対する補助として使われているのを知つていますか。正確には使われていたのを知つていますか。私があなた方に言つた時点では知らなかつたのですからね、いま知つてもちょっと困るので、あの時点では知らなかつたことを明らかにしておいてもらいたい。

○和田静夫君 会計検査院は損保会社分の運用益が自動車事故対策に対する補助として使われているのを知つていますか。正確には使われていたのを知つていますか。私はあなた方に言つた時点では知らなかつたのですからね、いま知つてもちょっと困るので、あの時点では知らなかつたことを明らかにしておいてもらいたい。

○和田静夫君 お手元にあります。

○説明員(坂上剛之君) お答えいたします。ある省とそれからもう一つの省から仮に出でる場合、本件の場合は、厚生省関係からも一部出る補助金を勘案してその額を決めておるというふうに聞いております。

○和田静夫君 会計検査院は損保会社分の運用益が自動車事故対策に対する補助として使われているのを知つていますか。正確には使われていたのを知つていますか。私はあなた方に言つた時点では知らなかつたのですからね、いま知つてもちょっと困るので、あの時点では知らなかつたことを明らかにしておいてもらいたい。

○説明員(坂上剛之君) 民間分の四割にかかわる分の運用益は、これは国の収入支出でございません。それで私どもの検査の対象にならないということでおいても検査をしておいてもらいたい。

○説明員(坂上剛之君) 民間分の四割にかかわる分についても私ども検査をいたしました。そこで会計検査院は手が及んでおりません。そういうことでございます。

○和田静夫君 強制保険ですかね。そこで、運輸省もチェックされませんね。

○政府委員(飯島篤君) 四割分については運輸省も調べてはおりません。

○和田静夫君 同様の補助対象に別々の口から金が流れ込んでくる。いま取り上げているのは強制保険についてです。その一方は出口も入口も実はチェックをされないわけです。少なくとも運輸省も検査院もできていなかつた。そうすると、もられた方にとつてはこれほど便利な補助金はないわけですね。運輸省も検査院もそういうふうにお考えになりませんか。

○和田静夫君 したがつて会計検査院も、実は運輸省も、運輸大臣ね、事前の調査の過程では何もお知りにならなかつたわけです。大蔵省と私の関係においてこの問題はここ一二、三年ずっと詰めてきている問題なんですが、結果的には大蔵省以外は何も知らぬ、こういう状態になつてきているのであります。損保会社の補助金といふのは大蔵省以外であります。

○和田静夫君 お手元にあります。この自賠責保険は運輸省の管轄ですね、総体的には強制保険として。

○國務大臣(塙川正十郎君) 先ほど御説明の中にございましたように、再保険分は運輸省でございまして、それから損保関係は大蔵省と、こういうふうに相なつておりますが、ウエートから見まつたら、仰せのとおり運輸省の所管であります。

○和田静夫君 そこで会計検査院にもう一問しま

すが、これは依然として堅持されていますね、運輸大臣。

○説明員(坂上剛之君) お答えいたします。ある省とそれからもう一つの省から仮に出でる場合、本件の場合は、厚生省関係からも一部出る補助金を勘案してその額を決めておるというふうに聞いております。

○和田静夫君 会計検査院は損保会社分の運用益が自動車事故対策に対する補助として使われているのを知つていますか。正確には使われていたのを知つていますか。私はあなた方に言つた時点では知らなかつたのですからね、いま知つてもちょっと困るので、あの時点では知らなかつたことを明らかにしておいてもらいたい。

○説明員(坂上剛之君) 民間分の四割にかかわる分についても私ども検査をいたしました。そこで会計検査院は手が及んでおりません。そういうことでございます。

○和田静夫君 強制保険ですかね。そこで、運輸省もチェックされませんね。

○政府委員(飯島篤君) 四割分については運輸省も調べてはおりません。

○和田静夫君 同様の補助対象に別々の口から金が流れ込んでくる。いま取り上げているのは強制保険についてです。その一方は出口も入口も実はチェックをされないわけです。少なくとも運輸省も検査院もできていなかつた。そうすると、もられた方にとつてはこれほど便利な補助金はないわけですね。運輸省も検査院もそういうふうにお考えになりませんか。

○和田静夫君 したがつて会計検査院も、実は運輸省も、運輸大臣ね、事前の調査の過程では何もお知りにならなかつたわけです。大蔵省と私の関係においてこの問題はここ一二、三年ずっと詰めてきている問題なんですが、結果的には大蔵省以外は何も知らぬ、こういう状態になつてきているのであります。損保会社の補助金といふのは大蔵省以外であります。

○和田静夫君 お手元にあります。この自賠責保険は運輸省の管轄ですね、総体的には強制保険として。

○和田静夫君 会計検査院、いいです。

○和田静夫君 知つておるのは大蔵省だけですから、大蔵大臣に見解を求めるますが、この補助金の中で、救急医療体制の整備には五十五年は四十五億円出でているわけですね。日赤、済生会などに三十三億四千万円が寄付されている。一方、自賠責特会の救急医療

設備整備事業費補助は五十五年度で五億七千万円しか出てないわけです。お手元に資料を渡したとおりです。これは本末転倒も悪いところであります。して、検査の網のためにかかる方が四十五億あるわけです。かかる方が五億ある。大ざっぱに比較すれば九倍の開きのわけですよ。大臣、これはいかなる見解をお持ちか、お聞かせください。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり自賠責の運用益は、これは保険会社のものでございまして、大蔵大臣には直接的法的な権限はございません。ございませんが、自賠責保険というものは強制保険でありまして、社会公共的な性格が強い。それから損得なしの勘定でやるということではございますから、これを保険会社が自由に処分をするということは認められない。そこで、支給されたいません。公的病院には、日赤、済生会とあと一つには巨額の寄付が交付されていて、なぜ自治体病院には支給されないのであるのか。これも実は恣意的な感じがするんですよ。そう言いますと、時間がなくなりましたから私の方であれしまが、大蔵省の側の答えというのは自賠責特会でいう答えになつてくるわけです。ところが、自賠責特会から自治体病院に出ている額というのは、五十五年で四億七千万円です。ところが日本赤、済生会には三十三億四千万円出しているわけです。けたが違うんですね。それは言い逃れにすぎない。これが私の主張であります。

したがって、自賠責特会の補助金と損保分の補助金とは私は比較にはならないのだ、こういうことを常々大蔵事務当局には申し上げてきているわけです。そうすると、特交があります、こうう話になるわけです。特別交付税の話になりますとこれは話にならぬのであります。冒頭確認をしましたように地方固有の財源、したがって地方交付税を持ち出すことは筋が通らない。大蔵省が口を出す筋合いのものではこの部分はない。地方交付税の性格論争をやる時間ではありませんから、それはすでに決着のついている問題ですかね、そなる。

○國務大臣(中曾根康弘君) 自賠責につきましては運用に差し支えがない、そういうことでああいきがついているのであると思いますが、よく精査してみまして、適正にしていかなければ、よく精査してみてます。

○和田静夫君 行管局長官、こういう本末転倒の補助金行政は、私は行政の公正、公開という点から一体よいものだらうかどうか。どうですか、一般論。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおりいまますから、中身について詳しく当然大蔵省はタッチをいたしておりませんが、いずれも公共団体でございますので、これは正しく所期的目的に従つて運用されているものだらうと、かように考えます。委細については事務当局から答弁させます。

○和田静夫君 行管局長官、こういう本末転倒の補助金行政は、私は行政の公正、公開という点から一体よいものだらうかどうか。どうですか、一般論。

○國務大臣(中曾根康弘君) 自賠責につきましては運用に差し支えがない、そういうことでああいきがついているのであると思いますが、よく精査してみてます。

○和田静夫君 景気は回復基調にあるが、一方で構造的な要因、素材産業だとか住宅だとかが足を引つ張っている、そういう認識のようあります

が、そこで河本経済企画庁長官は十一月五日に、「経済政策一一九八二年への選択」というテーマ

ればならないと思います。

○和田静夫君 私は何もこの補助金そのものを削減する、あるいは削るべきだというようなことを言つてあるわけではありません。この公正さを求めておきたい、いま大蔵大臣からも答弁がありました。そこでこの寄付金、これは自治体病院関係には支給されたいません。公的病院には、日赤、済生会とあと一つには巨額の寄付が交付されていて、なぜ自治体病院には支給されないのであるのか。これも実は恣意的な感じがするんですよ。そう言いますと、時間がなくなりましたから私の方であれしまが、大蔵省の側の答えというのは自賠責特会でいう答えになつてくるわけです。ところが、自賠責特会から自治体病院に出ている額というのは、五十五年で四億七千万円です。ところが日本赤、済生会には三十三億四千万円出しているわけです。けたが違うんですね。それは言い逃れにすぎない。これが私の主張であります。

したがって、自賠責特会の補助金と損保分の補助金とは私は比較にはならないのだ、こういうことを常々大蔵事務当局には申し上げてきているわ

けです。そうすると、特交があります、こうう話になるわけです。特別交付税の話になりますと

これは話にならぬのであります。冒頭確認をしましたように地方固有の財源、したがって地方交付税を持ち出すことは筋が通らない。大蔵省が口を出す筋合いのものではこの部分はない。地方

交付税の性格論争をやる時間ではありませんから、それはすでに決着のついている問題ですかね、そなる。

○和田静夫君 景気は回復基調にあるが、一方で構造的な要因、素材産業だとか住宅だとかが足を引つ張っている、そういう認識のようあります

が、そこで河本経済企画庁長官は十一月五日に、「経済政策一一九八二年への選択」というテーマ

しゃるのと、日赤に二十億とか済生会に十三億といつているじゃないか。それについて自治体病院といふものもかなり多くの救急医療をやつているの

に、いつている額が少な過ぎるじゃないか、こういう御趣旨じゃないかと私は思います。

問題は、民間の方はほかに国からといっても義務的にだれも応援する人はいない。自治体病院と

いうのはそれぞれの自治体が必要に従つて病院をつくつておるわけであって、府県がバックアップ

しているという関係もあり、日赤とか済生会と

いうのは主として寄付金に頼つて、民間の善意によつてかなりの応援を受けている。これも事実であります。したがつて、民間の保険会社の運用益については、重点的にこれら民間の救急医療体制に出してきたというのが私は実感であると思

います。しかし、その出し方方がどうであるか、うまくいっているのかどうか、そういうようなことは、今まで言つた原則は崩すわけにいきませんが、そういう中で検討をいたします。

○和田静夫君 景気動向と経済政策運営について政府の考え方をただしますが、政府の考え方としては、現在の景気の状態というのはかけりが薄ら

いできている、景気はゆるやかに回復してきてる、そういう景況観だとと思うのですが、経済企画

庁長官、そうですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 大變としてはいま述べになつた方向だと思います。ただし、全体

としての回復の仕方が弱いということ等もござい

ますが、それはやはり個人消費が思うように伸びない、それから中小企業の設備投資が落ち込んで

おるということ、住宅投資が落ち込んでおるとい

うこと、こういうことが背景にあるうかと考えております。

○和田静夫君 景気は回復基調にあるが、一方で構造的な要因、素材産業だとか住宅だとかが足を

引つ張っています。金利負担が相当重いと

いうところにあるように思います。したがいまし

て、条件が整えば低金利政策を進めることにより

お話をなさつたわけですが、これは新聞報道で中身を読ませていただきました。来年度の実質成長率五・五%。こういうふうにあれされているの

ですが、経済企画庁が発表している数字とはちょっと違うようですね。それはそうですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 一昨年八月に、政府で

は昭和五十四年から昭和六十年までの七年計画を

決定をいたしましたが、この七年計画では、七年

間平均で五・五%成長を達成するよう努力しようと、またそれは可能である。こういうことを決定

したわけであります。しかし、成長率は年々によってます。

○國務大臣(河本敏夫君) は、いわゆる四十五年指標を用いておりました。しかし、成長率は年々によつて、客觀情勢も違つてまいりますので異なつてあります。それで、この五十四年八月に七年計画を決めました当時の基礎になります経済指標は、いままで言つた原則は崩すわけにいきませんが、そういう中で検討をいたしました。

その後、ことになりまして五十年指標に統一をいたしましたので、五十年指標に直しますと若干

数字は違いますが、旧指標で平均五・五%成長を目的とする経済運営をしていくというのが政府の方針でございます。

○和田静夫君 そこで、公定歩合の引き下げ論が強まってきてはいるようですが、景気は回復基調にあります。すると、私の見解はちょっと違つていて

ましたが、大体日本経済はいま、ほほ五%成長路線を進んでおると思います。ただし、内需が

も、あるとすれば、何も公定歩合を引き下げる必要はない、ラフに言ってそういうふうに思われるのですが、どうなんですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほどもちょっと触れましたが、大体日本経済はいま、ほほ五%成長路

線を進んでおると思います。ただし、内需が

非常に弱い、外需が非常に強い。したがつて、成長のおよそ四分の一しか内需による成長は期待で

きないという状態でございます。それは先ほど申し上げました個人消費、住宅投資、中小企業の投

資、こういうところに原因があるわけでございま

すが。

そこで、特に中小企業投資とか住宅投資が足を

引つ張っています。金利負担が相当重いと

いうところにあるように思います。したがいまし

て、条件が整えば低金利政策を進めることにより

お話をなさつたわけですが、これは新聞報道で中身を読ませていただきました。来年度の実質成長率五・五%。こういうふうにあれされているの

ですが、経済企画庁が発表している数字とはちょっと違うようですね。それはそうですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 一昨年八月に、政府で

は昭和五十四年から昭和六十年までの七年計画を

決定をいたしましたが、この七年計画では、七年

間平均で五・五%成長を達成するよう努力しようと、またそれは可能である。こういうことを決定

したわけであります。しかし、成長率は年々によつて、客觀情勢も違つてまいりますので異なつてあります。それで、この五十四年八月に七年計

画を決めました当時の基礎になります経済指標は、いままで言つた原則は崩すわけにいきませんが、そういう中で検討をいたしました。

その後、ことになりましたが、五十年指標に統一をいたしましたので、五十年指標に直しますと若干

数字は違いますが、旧指標で平均五・五%成長を目的とする経済運営をしていくというのが政府の方針でございます。

○和田静夫君 そこで、公定歩合の引き下げ論が強まってきてはいるようですが、景気は回復基調にあります。すると、私の見解はちょっと違つていて

ましたが、大体日本経済はいま、ほほ五%成長路線を進んでおると思います。ただし、内需が

も、あるとすれば、何も公定歩合を引き下げる必要はない、ラフに言ってそういうふうに思われるのですが、どうなんですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほどもちょっと触れましたが、大体日本経済はいま、ほほ五%成長路

線を進んでおると思います。ただし、内需が

非常に弱い、外需が非常に強い。したがつて、成長のおよそ四分の一しか内需による成長は期待で

きないという状態でございます。それは先ほど申し上げました個人消費、住宅投資、中小企業の投

資、こういうところに原因があるわけでございま

すが。

そこで、特に中小企業投資とか住宅投資が足を

引つ張っています。金利負担が相当重いと

いうところにあるように思います。したがいまし

て、条件が整えば低金利政策を進めることにより

お話をなさつたわけですが、これは新聞報道で中身を読ませていただきました。来年度の実質成長率五・五%。こういうふうにあれされているの

ですが、経済企画庁が発表している数字とはちょっと違うようですね。それはそうですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 一昨年八月に、政府で

は昭和五十四年から昭和六十年までの七年計画を

決定をいたしましたが、この七年計画では、七年

間平均で五・五%成長を達成するよう努力しようと、またそれは可能である。こういうことを決定

したわけであります。しかし、成長率は年々によつて、客觀情勢も違つてまいりますので異なつてあります。それで、この五十四年八月に七年計

画を決めました当時の基礎になります経済指標は、いままで言つた原則は崩すわけにいきませんが、そういう中で検討をいたしました。

その後、ことになりましたが、五十年指標に統一をいたしましたので、五十年指標に直しますと若干

数字は違いますが、旧指標で平均五・五%成長を目的とする経済運営をしていくというのが政府の方針でございます。

○和田静夫君 そこで、公定歩合の引き下げ論が強まってきてはいるようですが、景気は回復基調にあります。すると、私の見解はちょっと違つていて

ましたが、大体日本経済はいま、ほほ五%成長路線を進んでおると思います。ただし、内需が

も、あるとすれば、何も公定歩合を引き下げる必要はない、ラフに言ってそういうふうに思われるのですが、どうなんですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほどもちょっと觸

れましたが、大体日本経済はいま、ほほ五%成長路

線を進んでおると思います。ただし、内需が

非常に弱い、外需が非常に強い。したがつて、成長のおよそ四分の一しか内需による成長は期待で

きないという状態でございます。それは先ほど申し上げました個人消費、住宅投資、中小企業の投

資、こういうところに原因があるわけでございま

すが。

ましてそういう方面的の投資を拡大をしていく、そういうことが望ましい、このように考えておりますが、低金利政策を進めるためにはやはり一定の条件が必要でございますので、その条件が整うよう、いまいろいろ政府の方では苦労をしておるというところでございます。

○和田静夫君 日銀総裁、公定歩合引き下げ論議が盛んになってきていますが、日銀はこれまで、景気浮揚策としては公定歩合は不適当だ、金利政策の出番は余りない、そういうふうに言わわれ続けてきたと思うのですが、いかがですか。

○参考人(益田智君) お答えを申し上げます。

頭から金融政策が不適当である、出番がないといふふうに申してはございませんが、内外の金融情勢を見ますと、主としてアメリカの高金利によりまして内外の金利差が非常に大きくなっています。それによってとかく円レートが安い方にいくといふ、そういう傾向が強い。現に、この八月ころは非常に円安であった、こういう状況でございます。

そういうところで、私どもいたしましては、昨年の夏以降、三回にわたって公定歩合は引き下がりました。そして量的にも金融緩和措置を進めきておりまして、現在そういう意味で金融の条件としてはかなり緩和された条件になつてきている、こういうふうに思うわけでございます。したがいまして、今後内外の条件の推移というものを慎重に見定めていかなければならないと思つてはおりますが、当面のところは現在の緩和された基調というのを維持してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○和田静夫君 海外、たとえばアメリカの金利政策が反転したといつても、この日本の金利水準とはまだかなり開きがあるわけですね。円高が定着するのかどうかといふ、この判断は非常になつかしいところであります、日銀としてどんな条件下で公定歩合を引き下げるということになるわけですか。

○参考人(益田智君) 申すまでもなく、公定歩合

の変更といふものは、さまざま内外条件を総合勘査してそのバランスの上で考える、こういううが格のものであらうかと思います。

ただ、申し上げられることは、日本の経済条件、物価、国際收支等に比べて、とかくその状況に比べれば円安である、こういう状況であります。

○和田静夫君 最近アメリカの金利は、公定歩合においても課徴金部分が全廃されましたし、全体として下げておりますが、まだ公定歩合をとりましても一三%、日本の公定歩合に比べて倍以上の高さでござります。こうふうに内外金利差はなおかつ相当に残っているという状態でございます。こういう状態においてやはり最低限度、私どもとしては円安傾向に本当に歯どめがかかり、歯どめがかかるどころではなくて適当な円レート、ある程度円高の円レート、こううものが定着をする、公定歩合の変更によって万が一にも円安がまた招かれられる、そういう傾向が見られるというような、そういうおそれのないようないいことが最低の条件ではなかろうか、かようと考えております。

○和田静夫君 参考人の方、もう結構です。時間がなくなつきましたから、通産大臣にちよつと伺いますが、法人税関係の質問との関連ですが、電力需要が頭打ちになつてきているわけですが、それが頭打ちになつてきているわけですが、それがひが進行すればあるいは下降カーブをたどる可能性もあると思われるのですけれども、通産省はこれはどう見てますかね、少なくともいまの計画は訂正か縮小せざるを得ない。

○政府委員(小松国男君) お答えを申し上げます。和田静夫君の御指摘のように、最近の電力需要というのは低迷いたしております、その原因としては、経済が非常に低調である、それから先生から御指摘のごとく、省エネ化や代替エネルギー化が進むこと、これが、幸いに昨年度は六六%まで落ちております。これをぐつと五〇%以下に下げようという計画でございますので、いまのところこの原子力発電所の計画を削減しようという考えはどうぞいません。

と申しますのは、原子力発電所のコストというのは、他の火力発電所に比べまして半分ぐらいだとうふうに言われておりますし、コストの面からは、そうなれば電気料金も安くなるわけでございまして、そういう現状でございますので、原子力発電所の計画を低くしていこうという計画はございません。

○和田静夫君 私は、再検討の余地が電力需要の関係からいつてある、こう考えていますが、その

う状況から見ますと、今後とも電力需要の長期見通しについては、条件がいろいろございませんけれども、十分見直しの検討をしなければいけない時期に来ているのではないか、かように考えております。

現在、エネルギー全体につきまして、長期のエネルギー調査会におきまして検討いたしている段階でございまして、それとの関連、それから今後の経済動向その他を見ながら改定の検討を今後とも進めていきたい、かように考えております。

○和田静夫君 そうすると、少なくとも現在のようなテンポで原発を建設していくということは必要なくなる。原発建設の下方修正が私は必要になつてきているのじやないかと思うのですが、これはどうですか。

○國務大臣(田中六助君) 御承知のように、原子力発電所はいま二十二基稼働しておりますが、私も将来、十年計画の総合エネルギーの計画の中では五千百から五千三百万キロワットを円安にしております。それに大体三十五基まで持つていただきたいというふうに思つておりますが、それはひいては油の省エネルギー、代替エネルギーの開発も将来、十年後には五〇%まで下げようというのがもくろみでございまして、幸いに昨年度は六六%まで落ちております。これをぐつと五〇%以下に下げようという計画でございますので、いまのところこの原子力発電所の計画を削減しようという考えはどうぞいません。

と申しますのは、原子力発電所のコストというのは、他の火力発電所に比べまして半分ぐらいだとうふうに言われておりますし、コストの面からは、そうなれば電気料金も安くなるわけでございまして、そういう現状でございますので、原子力発電所の計画を低くしていこうという計画はございません。

○和田静夫君 私は、再検討の余地が電力需要の個人消費の低迷の犯人だと私も考えておりますが、

論議をいましている時間がもうありません。そこで、開銀の調査の資本ストックの、ヴァンテージを見ますと、全産業は上昇してきていますね。ところがエネルギー産業だけが下降してきているわけですね。五十五年に全産業と肩を並べる水準まで来てますよ。これは政策的なエネルギー産業に対する設備投資促進策によるところが大きいと私は思うのですが、この促進策もそろそろ見直すときが来ているのではないかと思うのです。たとえば、これは大蔵大臣、税制上で言うと租税特別措置法の原子力発電工事償却準備金、これはもう廃止していいのじやないか、あるいは積立率を引き下げる、そういう再検討がもう必要じゃないか、そう思つてゐるのですが、どうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 特別措置につきましては全面的に一遍、今回も見直しをいたします。○和田静夫君 経済同友会が所得税の課税最低限の引き上げによる減税を提言しましたね。これについて尋ねますが、私は同友会と立場が違いますけれども、この点については同感であります。そこで、課税最低限の据え置きというのは実質的な増税でありますから、これをそのままにしておいたらよいよ税の不公正、不公平感が高まる。大蔵大臣、これはどういうふうに処理されるのですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 課税最低限を据え置きますと、所得が上がれば上がった分に超過累進税ですから税額がふえる、これは事実でございます。しかし、いつも申し上げますように、問題は歳出の確保をするためには歳入を確保しなければならない。問題は財源問題でございます。どちらを優先するか。歳出をそれほど切れるという状況にはないといふような点から、現在われわれとしては課税最低限の引き上げによる減税ということは考えておりません。

○和田静夫君 経企庁長官、可処分所得の低迷が

く出てくるような統計数字といいますものの統一が望ましいということは当然のことだらうと思ひます。

○森田耕夫君 大藏大臣 最後ですか、結果的に個人消費の改善のため、その他のいろいろ考えますと、何か特別な手立て、政策的な手立てが要求されていると思うのです。どういうふうにお考えになつていますか。

いう問題で意外と議論をされておらない点が一つあります。それは名目G.N.P.が減ったということです。それは結局、御売物価あるいは消費者物価が考えたよりもどんと下がつちゃった。このことが法人税収や物品税等に影響している。物価が下

がつしてしかられたことは一回もありません。これはそういう点で税収が減つて思うほど伸びないと、現実の姿でございまして、しかし、物価を上げる政策をとることはできません。しかし国内の内需も喚起しなければならないというようなことがあります。

についていろいろ考えられるわけでござりますが、これらについては整合性のとれたことをやらなければならぬのであって、冷房と暖房と一緒にかけてしまふようなことはできませんから、よく経済企画庁長官とも相談をして対処してまいりたいと思っております。

○委員長(玉置和郎君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時二十分開会
〔財政改革に関する特別委員長玉置和郎
君委員長席に着く〕
長(玉置和郎君)　ただいまから連合審査会

を再開いたします。
休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。馬場富君。

○馬場富君 内容について二、三項目が挙げられておりますが、その点についての御説明を願いたいと思います。

○政府委員(佐々木晴大君) 臨調の答申の中身といたしまして、「行政の見直しによる支出の合理化等」という中の一般原則として一応示しておるわけでありまして、「都市及び都市周辺における処分可能な国有地等については、都市整備等今後との利用計画との関連を考慮しつつ、以下の措置をとる」。一つが「大蔵省所管一般会計所属の普通財産については、更に売払い等の処分の促進を図る」。次に「国立学校特別会計等各省所管の財産及び国鉄等特殊法人の財産については、未利用地の

お話しの国及び特殊法人等の資産の売却でござりますけれども、臨調としまして、本年度増税なき予算編成を行うために、歳出の縮減、こうしたこととともに、同時にその収入の拡大ということとも十分考えなければならない。そういう観点から、関係機関その他の御意見も一応承りまして、なお遊休資産その他の処分が行われるべきであるという認識に達しまして、いま御指摘のような答申をいたしたわけでございます。

最初に、今回の答申の中の緊急を要する課題の中に「国及び特殊法人の遊休資産処分」についてという問題がございます。これについて、第二臨調におきましてどのような根拠で答申がなされたか、最初に臨調の方からお尋ねいたします。

○政府委員(佐々木晴大君) お答え申し上げます。

すが、国民の大きな期待をかけた行政改革も、今国会の論議を通しまして私たちが見る限りにおいては、行革に対する政府の考え方、これについてはやはり国民の期待は大きく疑問と変わらなくな傾向が多分にあります。そういう点におきまして、私は国民の期待する行革については今後行われることと、その疑問の中の一、三についていたしまして、その疑問の中の一、三についてこれから質問をいたしたいと思います。

すが、国民の大きな期待をかけた行政改革も、
今国会の論議を通して私たちが見る限りにおいては、行革に対する政府の考え方、これについてはやはり国民の期待は大きく疑問と変わらぬ傾向が多分にあります。そういう点におきまして、私は国民の期待する行革については今後行わ
れることと、いうことについて大きい希望をかける
いたしまして、その疑問の中の一、三について
これから質問をいたしたいと思います。

最初に、今回の答申の中の緊急を要する課題の
中に「国及び特殊法人の遊休資産処分」について
という問題がございます。これについて、第二臨
調におきましてどのような根拠で答申がなされた
か、最初に臨調の方からお尋ねいたします。

○政府委員(佐々木晴夫君) お答え申し上げま

お詫びの旨及び半ば法人等の賃金の支去てこなす
いますけれども、臨調としまして、本年度増額な
き予算編成を行うために、歳出の縮減、こうした
こととともに、同時にその収入の拡大ということ
も十分考えなければならない。そういう視点から

関係機関その他の御意見も一応承りまして、なお遊休資産その他の処分が行われるべきであるという認識に達しまして、いま御指摘のような答申をいたしたわけでございます。

○政府委員(佐々木晴太君) 臨調の答申の中身といたしまして、「行政の見直しによる支出の合理化等」という中の一般原則として一応示しておるが、その点についての御説明を願いたいと思います。

わけでありまして、「都市及び都市周辺における
処分可能な国有地等について、都市整備等今後
の利用計画との関連を考慮しつつ、以下の措置をと
る。一つが「大蔵省所管一般会計所属の普通財
産については、更に売払い等の処分の促進を図
る」。次に「国立学校特別会計等各省所管の財産及
び国鉄等特殊法人の財産については、未利用地の

いまして、御承知のとおり一般会計所属の普通財産、これは大蔵省が管理いたしておりますけれども、都市及び都市周辺においてなおその売却可能なものがあるということとの認識があり、また国立学校特別会計等の各省所管のいわば行政財産ということになりますけれども、たとえば国立学校、いま一般会計からの国立学校特別会計への繰り入れが一兆円を超えておりますけれども――兆円前後でございますけれども、そこにおいていわば学校のものもろの財産、こうしたようなものが今後利用可能なものとして一応ある、このような認識があつたわけでございます。なお、国鉄等につきましては、もう先生御承知のとおりのことじきましても、再建のためにもそうしたものを売却する必要があるのではないかというふうな認識があつたわけでございます。

○馬場富君 この第一次答申の中で、緊急に取り組むべき事項ということでいま説明のようになさるが、今回政府は、行革として、これまでおどりますが、行革に対する半歩あるべき事項を列挙する所存である。

の国有財産の遊休地処分についてはどのように位置づけられますか、御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 国有財産の処分につきましては、臨調の第一次報告にも指摘されてゐるところであり、また、行政管理厅としても、

有財産に関する行政監察を現在実施中でございまして、国有財産の実態、遊休状態等をいま把握しております。その報告を得まして、この処理につきまして大蔵省や関係各方面と相談してまいりましたが、お手元に提出する答申は尊重です。

るという態度を決めておりますから、その答申の線に沿つて実行していくつもりであります。
○馬場富君 今回の政府の基本方針の中になぜこれらは入れられなかつたか、その点についてはどうでしょうか。

たこれからは、いま総理にも、また行管部長官にも、また大蔵大臣にも私は質問いたしまして、全般的なベースで予算等についても考へてもらいたいというわけでございますが、そのことよりもまず会計検査院が指摘したこの三十八万五千平米についても建設大臣、割りきり処分されていない、むずかしいというのはその前のことであつて、一応指摘がなされたこの表題に挙がってきた以上、処分というものは案外スムーズに行われる、私の調査の結果ではそういうものが出てきてるわけですね。そういう点について、私は、建設省、非常に怠慢だと、こう思うが、ここであわせて建設大臣の確固たる答弁をいただきたい。

○国務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

検査院から指摘されてなおその後の処分が進んでおらない、怠慢ということでおざいます。私たちといたしましてはそれなりの努力をしておるわけですが、各般しかも小規模であり全国に散らばつておるというような問題、それから從来から地元の方々が利便されているというような問題もこれあり、なかなか一気にこれを強制的にあるいは財政的につきまとめて阻害要因等をやうに、こういう厳しい環境でござりますのとおりでござります。

○馬場富君 一生懸命努力すると言われますが、いま問題の重立った地点については私は全部当たつてみました。そして、それはもう真剣に話を進めていければ解決するものがかなり多いわけです。そういう私たちは実際を見て、私自身が相手方に回りなんかして調べてきた物件です。そんな私は答弁じや満足できません。しっかりと御答弁をもう一遍お願ひしたい。

○国務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

どのように申し上げたら御理解をいただけるかはいささか表現に苦しみむわけでございますが、いまの段階では実態がすでに指摘されておるわけでござります。

ござりますので、その点につきましてはなお阻害要因等を排除しながら努めてまいると言う以外、いささか困惑するわけでございますが、いろいろと財政事情等々これあり、いろいろな問題を含んでおる問題でござりますので、しかとこの問題につきましては一層努力するということで御理解をいただきたいと、このように考へるところでございます。

○馬場富君 時間がないので次に進みますが、全体のことは後から質問いたしますと、この会計検査院が指摘した物件の中で三十五件が建設省から大蔵省に引き継がれておりますが、大蔵省においてはこの問題についてどのようにつかんでどうのようになりますか。

○政府委員(小幡俊介君) お答え申し上げます。法定外公共物は、先生御案内のように、それが里道あるいは水路等として使用されておる段階におきましては、これは公の用に供されるということで行政財産といふことでござりますから、建設省の方で管理をしておるわけですが、私がどの方で売り払い五件につきましてはすでに私どもの方で売り払い済みでございます。一件につきましてはいま五件につきましてはすでに私どもの方で売り払い済みでございます。この六件について見ますと、おいてはこの問題についてどのようにつかんでどうのようになりますか。

○政府委員(小幡俊介君) お答え申し上げます。

法定外公共物は、先生御案内のように、それが里道あるいは水路等として使用されておる段階におきましては、これは公の用に供されるということで行政財産といふことでござりますから、建設省の方で管理をしておるわけですが、私がどの方は大体その対応する数字を年間処理をしておる、おきましては、これは公の用に供されるということで引き継ぎを受けておりますが、私どもの方は大体その対応する数字を年間処理をしておる、締結の見込みである、こういうふうな状況になつてござります。年間一万数千件のものを用途廃止をして引き継ぎを受けておりますが、私どもの方は大体その対応する数字を年間処理をしておる、こういう状況にござります。

○馬場富君 その三十五件についても私調べてみましたが、まだやはり大蔵省の推進というのではなく点についても非常に弱いと思うのです。そういう点についても非常に弱いと思うのです。そういう点で、国有財産法第七条に「大蔵大臣は、国有財産の総轄をしなければならない」ということがありますので、総括責任者として、また十一条には大蔵大臣は国有財産の管理及び処分について各省に指示できると、こう言われております。そういう指示できる責任のある立場として、大蔵大臣に一、二点質問いたします。

そこで、全国的にそれではこういう法定外公共物というものが年間どのくらい引き継ぎを受け、われわれの方でそれを処理しているかということを申し上げますと、年間に一万数千件のものが用途廃止をされ、私どもの方に引き継ぎを受けておるわけでござります。

それで、全国的にそれではこういう法定外公共物というものが年間どのくらい引き継ぎを受け、われわれの方でそれを処理しているかということを申し上げますと、年間に一万数千件のものが用途廃止をされ、私どもの方に引き継ぎを受けておるわけでござります。

そこで、いま先生のお尋ねは、過去におきましたが、これは私どもの方が直接検査院から指摘を受けた案件でございませんので、建設省から引き継ぎを受けましたその七百数十件のうちの三十五件が大蔵省の方に引き継ぎを受けましたその土地一つ一つ、一万五千

件のうちどの部分が検査院から指摘を受けた土地であるかということは私どもの方にわかつておりますので、その三十五件のうちの大蔵府下における十二件というのは、個々に先ほど御連絡をお伺いましたので私どもの方でも調べてみました。この大阪府下十二件といいますのは里道、水路という件数別で十二件ということでおざいますて、これを対象の相手別に見ますと六件というところでござります。この六件について見ますと、五件につきましてはすでに私どもの方で売り払い済みでございます。一件につきましてはいま五件につきましてはすでに私どもの方で売り払い済みでございます。この六件について見ますと、いろいろ交渉しておりますと、近く売り払い契約のようになりますか。

○馬場富君 まあいろんな経緯はありますけれども、いま私が申し上げましたように、一方では地価が高騰して、大都市では住宅難に困つておるとか土地問題に苦しんでおる。こういうときにやはり無断占用が許されておるというようなことがあります。これは国民に対して本当に不公平という、それ以外の何物でもないと、私はこう思つておる。そういう点で、これからこの管理費の問題、あわせましてこの責任問題について、建設大臣、大蔵大臣の方でよく検討をされて、この責任の明確化を考えてもらいたいと思いますが、建設大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

明確にして、対処してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 建設大臣と同様であります。

○馬場富君 ここで、いま国を挙げて行政改革に取り組んでいるときに、国民の財産である国有地が、最も効率的に活用されなければならないこういう行政財産が野放しで放置されておるということは、これはもう行政の効率化から言つても最優先で官が取り上げなければならぬ問題であると私は考えます。この点について、今回の行革で取り上げてやはり行管としても検討をする必要があると思うが、長官、どうでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 同感であります。この監察の対象として国有財産を特に選びまして、いま全面的に詳細に実態把握に努めておる状態であります。

○馬場富君 先ほどの第二臨調の指摘の中にもございましたように、また大蔵大臣にひとつお願ひしておきますが、大蔵省の所管の中でも、普通財産の処分については非常に推進が遅い、手続等も大変むずかしいという実態が私の調査の中でも出てきております。こういう点について、大蔵大臣はこの推進をどのように考えてみえるか、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そのような批判がございまして、私どもも、手續ばかりめんどうくさ過ぎるんじゃないかな、もう少し何か簡素化できないかということで、極力、余りいつまでも時間をかけないで払い下げできるものはできる、できなきものはできない、はつきり通知を出せと。それから国の財産ですから慎重に扱わなければなりませんが、正確を期しながらスピードアップを進めようとしています。

○馬場富君 いま私が指摘してまいりましたのは法定外公共物でございますけれども、普通財産はいま大蔵大臣がおっしゃいましたけれども、いま行政財産の中でも行政効果を明らかに失った遊休地と思われるものが私の調査の中でもたくさんござります。

時間がないので全体として質問いたしますが、行政財産をたくさん持つ、農林関係では林野事

業、総理府の防衛庁関係、文部省の国立学校関係、あるいは特殊法人の中でも三公社の関係の各省行政財産、あるいは事業財産の中でも、すでに行政目的より離れた、効率的な利用のされていないわゆる未利用地、遊休地というのが相当数あることを確認いたしております。また、その未利用地を地方自治体より、緑地公園などがあるいは自然休養林だとか林道、墓地公園その他公共施設等に使用したいという希望もかなりあることをつかんでおります。そういう面で、そういう財産を多く抱えてみえる農林省、文部省、防衛庁、そして三公社の関係でも国鉄関係の運輸省について、この点についての考え方をお聞かせいただきたい

○政府委員(秋山智英君) お答えします。

○政府委員(秋山智英君) お答えします。

○政府委員(杉浦善也君) 国鉄の関係でございま

○政府委員(杉浦善也君) お答えいたします。

○馬場富君 言葉を返しますが、長官、いま私が

○馬場富君 次に、特殊法人の合理化、効率化に

維持運営上あるいは整備上支障がないよう、具体的なケースごとに個別的に検討をいたしまして、可能なものにつきましては現実的な調整を今後図ることいたしたいと考えております。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 中小企業や民間の皆さん方が石油危機を乗り切るときには全く必死になりますが、現在、国立大学におきまして教育研究に使用しておらない用地は新しいキャンパスへ移転統合の跡地等でございますが、これらは計画的に処分を予定いたしておりますところでござります。なお、これらの跡地の処分に当たりましては、公的な用途に優先的に充てることとされておりますので、地方公団体からのお問い合わせでございまして、方針は、

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) お答えいたします

という点を私のデータをもとに指摘しましたところ、長官はその必要性を理解するということであり、第二臨調等でも検討をされると、こう約束されましたが、これはいかにいま検討をされておりますか。

○國務大臣（中曾根康弘君） 貴重な資料をいたただきまして、行政管理庁としても検討をし、また第一臨調の委員の方にもお回しをいたしました。その結果であると思いますが、特殊法人の役職員の整理を今回の改革でも断行いたしまして、五十九年までに二割を減らす、そういうことに踏み切りまして、いま着手に入ったところでございます。

○馬場信香君 その対策の中で、役員のことは私も

も、余り他にないような名目の役職也非常に多いということです。中でも、課長を補佐するために課長代理がある、課長補佐があるといふ役所があるわけでございますが、これに對抗いたしまして課長同等の調査役という役職が特に目についたわけです。特殊法人の全体について調査してみましたがそのデータは長官のところに私は出しておきましたが、たとえば電電公社の本社だけでも、課が八十四あるのに対しまして五百四人という大ぜいの調査役があるわけでございますが、この点、郵政大臣などのように掌握してみえますか。

○國務大臣(山内一郎君) 電電公社の本社組織の役職員の数の問題でございますが、いま御指摘の

をするという立場にございまして、私どもでは、分にその辺を詳細に把握しているとは言いがな状態でございます。

○馬場富雄・長官にお聞きしていますが、いま私の調査の中で出てきたような問題点があつたわけでございます。やはりこういうようなことは、特殊法人の整理合理化に向かっておるに、こういうような考え方で役職を持たれたら、たら逆行するものではないかということで、仁序としても、特殊法人の役職者等の実態等にて調査して、役職者の比率とあわせて適正であるということの中でのこの点も検討をしていたがたいと、こう思いますが、いかがでしようか。

た
た
き
を
國
い
づ
の
ま
の
た
わ
こ
と
し
行
管
〇
國
務
大
臣
(中
曾
根
康
弘
君)
題で、今回の行革に非常に关心の高まった理由の一つは、对外的な事業面でどうおっしゃつておりますけれども、私の調査の中では、やはりこれは明らかに管理職手当をきちっともらつた役職として、しかもその部署が事業をやっておるわけですから、調査を専門にやっておる調査室とかではありませんから、そういう点で余りにもそういう数が多過ぎるのではないかということから、よくこれを見張るべきではないかということを言っておるのですが、長官、どうでしようか。

これは知っていますが、やはり一般的の管理職の点についても先ほど示しましたデータでは圧倒的に多い、中には八一〇%を超えるような役職者ばかりの組織もございました。役員を入れると一〇〇%というようなところもございました。そういう点で、やはりこれは役員とあわせてこの点を検討の議題にすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点も同感でござります。ただ、特殊法人の性格によりまして、現業的な仕事をしているところはどうしても一般の人が多い。役員の比率は、役員の数が少なくなるてくる。これは国民金融公庫なんかは現業事務をやつておりますからそういう性格を持ちます。しかし、金融的な調整業務、そういうようなことを主としているたとえば環境衛生関係とか、そのほかのそういうところは役員の比率が非常に多くなっている。現業は国民金融公庫に委託するとかそういう形になっております。したがいまして、これは特殊法人の性格一つ一つを点検して、できるだけむだのないような形にしていかなければならぬと思っております。

○馬場富君 私は、この特殊法人の役職者の内容についての一連の調査の中で何点かの疑問が出てまいりました。その中には、組織体制の中で部課長とかそういう一般的な役職はありますけれど

ございましたように、全体で千五百名、詳しく言いますと千五百三十八名でございますが、調査役は五百四名おる。こういうことでございまして、事業の運営上こういうふうに電電公社は配置を決定いたしておりますが、私いたしましては、電電公社は公共的な独占的な事業をやる公社でありますので、できるだけ簡単な組織で、少ない要素で効率を上げるべきであると、こういうことを考えて指導してまいりつておるわけでございますが、御指摘もございましたので一層検討さしてみたいと思います。

○馬場富君 長官、いまお聞きのような数字が出ておりますが、電電公社では課が八十四で調査役が五百四人、課長補佐が八百八十八人。専売公社では課が三十七に対して調査役が七十九人、課長代理が七十七人となつておるわけでございます。各省、各企業等に余り見受けられない役職名でございますので、その内容等について私は調査の中でも何点か聞いてみました。中には、やはり給手や地位や退職の条件等を有利にするために設けられたという疑いも出てきたわけです。このことは行管庁は知つていらっしゃいますか。

○政府委員(佐藤尚君) 先生お話しのは、特殊法人の中の役員としての調査役とかそういう職種のお話だらうと思うわけでございますけれども、これにつきましては各省庁が一次的には管理監督

○國務大臣(中曾根康弘君) 各特殊法人によつて、機能あるいは営業、事業の実態が違うところでございますから、一律にお仕任せのようにやるわけにはまいらぬと思います。課長代理あるいは調査役というものが数多くあるのは、業とか調整とかという場合に、対外関係でやるという肩書きを持つてないに向こうと話がついてくる。たとえば土地の交渉とかそういう問題でもありますように、いろいろな面でそういう点があるだらうと思います。ほかの官庁する関係あるいはほかの大企業に対する等でそういう肩書きを持つてないと話がついてしまう場合もあると思うのです。外国の会社では副社長が十人いるとか、そういうふうなシステムをとっているところがあるので、こいつのスタッフシステム、ラインに対するシステムといふ新しいやり方を導入していくものもあると思うのです。国鉄なんかでもそういうことはあると私は理解しております。したがって、その法人法人の実態に応じまして、遊員をそういう名前で抱えているのかどうか、そして機能しているかどうかよく調べて、われは認識を正確にして、そして処理していくたまいます。

中には、国並びに特殊法人の不正腐敗が問題化されたります。されたということも一つは動機になつております。今回の行革の中でも、私はそういう意味でいけば、國の問題とか特殊法人の問題というのは、合理化、効率化の中で真っ先にこれを取り上げて検討しなければならぬ問題だと思いますが、かつてこの問題については、大平行革の実施は行われましたけれども、長官も御存じのように、世間の批判を買うような見せかけ合併、人減らすの整理統合が多くて、その陰に隠れて、今回の第一次答申においてもまた政府方針においても、具体的推進がこの点については明確にされていないのが國庫の大きい疑問でございます。この点について私は先日の予算委員会でも長官に質問したところ、抜本的改革を実施したいと、力強い言葉をいたしましたが、その具体化と推進の方針について余りはつきりとしておりませんので、この点をお尋ねいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) この点は第二臨調の検討課題の大きな対象でございまして、第四部におきまして専門にこの問題を主として取り上げてやつていただいております。大にしては国鉄、電電の経営形態から、小にしては特殊法人の統合の問題あるいは役職員、先生の御指摘の職員の能力の問題等々、それに至るまで検討を加えられておりまして、この検討の結果を得次第、われわれは

の、一つは対外的な事業面でとこうおっしゃつてありますけれども、私の調査の中では、やはりこれは明らかに管理職手当をきちっともらった役職として、しかもその部署が事業をやつておるわけですから、調査を専門にやつておる調査室とかではありませんから、そういう点で余りにもそういう数が多過ぎるのではないかということから、よくこれを見張るべきではないかということを言っておるので、長官、どうでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は同感でござります。

○馬場富君 この特殊法人の合理化、効率化の問題で、今回の行革に非常に関心の高まつた理由の中には、国並びに特殊法人の不正腐敗が問題化されたということも一つは動機になつております。今回の行革の中でも、私はそういう意味でいけば、国の問題とか特殊法人の問題というのは、合理化、効率化の中で真っ先にこれを取り上げて検討しなければならぬ問題だと思いますが、かつてこの問題については、大平行革の実施は行われましたけれども、長官も御存じのように、世間の卅九社があつたときの意見をかけ合併、人減らずの整理統合が多くて、その陰に隠れて、今回の第一次答申においてもまた政府方針においても、具体的推進がこの点については明確にされていないのが国民の大きな疑問でございます。この点について私は先日の予算委員会でも長官に質問したところ、括弧でございますが、その具体化と推進の方法について余りはつきりとしておりませんので、この点をお尋ねいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) この点は第二臨調の検討課題の大きな対象でございまして、第四部におきまして専門にこの問題を主として取り上げてやつていただいております。大にしては国鉄、電電の経営形態から、小にしては特殊法人の統合といましまして、この検討の結果を得次第、われわれは

これを吟味いたしまして実行いたしたいと思つております。

○馬場富君 もう一点は、先ほども言いました

が、大平行革の中で特殊法人についてはずいぶん整理統合が言われて、この間も私は蚕糸事業團等につけても指摘しました。何点かの統合特殊法人等につきまして、長官も御存じだと思います、新聞等でも批判されますが、その合併は、二つ合わさつただけで、その整理もきちっとされぬままに行われておるという指摘が出ておるわけです。こういうものについては、そのままで終わつたとしてしまつたら、やはり行政改革は空抜けではないかということになつてしまふわけです。そういう点について、もう一遍これはしっかりと大平行革の方向性も洗い直してみて、この問題については検討をして、議題にして論議してもらいたいと、こういふことを言つておるわけですが、その点どうでしようか。

○馬場富君 第二臨調はそうですが、政府としては、これについてどのようなスケジュールでどのようなことをやつしていくかと、ひとつ点から計画をつくっていただきようによく進めています。大平内閣のときの行革で十八特殊法人の統合を実行しております。まだ進行中でございます。まだ残っているのも幾つかございます。学校給食会と学校安全会を統合するという法律ですらまだなかなか国会で通していただけない、こういう状況でもありますし、そなのはまだまだ次々に出てくる問題もあるのであります。そういう一つ一つを片づけていくのがいまわれわれが心がけていることでありまして、この特殊法人全体を根本的に見直して新しい政策で強力に打ち出すのは臨調の方にお願いして、臨調の方の指示に基づいていろいろな資料をいま臨調に提供しているというのが現状でございます。い

ずれ早晚、第四部会のいまヒヤリングをやつておりますが、そういうまとまつた案が出てくると思いますので、それを見た上で実行していくかたいと

思つております。

○馬場富君 私が聞いておるのは、その全体の中では、何年ほどまでに、どのような形に縮小なり削減なり、あるいは計画変更をしていくかというこ

とを、これはやはり第二臨調じゃなく政府が決めることだと私は思つてます。そのような構想がなくては、これは第二臨調に任したつて進んでいかないと、こう思つてます。この点ひとつお願い

したいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) むしろ特殊法人全体をすべて洗つていただいて、特殊法人というものをどうするか、それから個別的に、じゃ電電や国鉄はどうするか、そういう二つの面から根本的に洗つて見直す時代に入った、こういうことで第二

臨調で専門に当たつていただいておるわけでござりますから、その答申を待つてその大きな改革の方には手をつけたいと、こう考えております。○馬場富君 これは何回か繰り返しても一緒でござりますから、その答申を編成をしてみて、それにに基づいて、それを基づいて十七年度予算を編成をしてみて、それに基づいてもう一遍書き直してみる必要があると、かように思つております。

○馬場富君 新しい政策を立てて新しい予算を組んで、こうとう一つの指針がこの財政展望ではないか、こう思つてます。そういう点で、中期展

望を大蔵大臣は常にこれは説明の中に使ってみえますし、それから今度の法案にいたしましても財政を伴うそういう法案でございますし、行政改革という重要なポイントを論議しておるわけです。

そういう点については、やはり一年も経過した資料を使うということは、私はやはりこれは必ずしも狂いがある。最近のこの三ヵ月くらいでも大きな変化が、後から私質問いたしますけれども、起こつておるわけです。そういう点で、これはやはり見直すべきだと、こう考えますが、どうでしょ

うか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま答えたとおりでございまして、この前につくった中期展望は五十六年度予算ベースでつくつてみたわけです

が、政府はこれまで財政再建の必要性の強調をしております。本年一月発表の中期展望によつて要するに歳出の増というのを引き伸ばしてみればこうなる

と。歳入については、経済七ヵ年計画に基づいてあると。そこで、そのギャップが要調整額といふことで示されておるわけでございますが、今度

が、大蔵大臣もしくは經企庁長官からこの点について御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 財政の中期展望につきましては、かねて一つのモデルをつくつてみた

わけでございます。しかしながら、それではこのように変わつた安定成長下においては非常にむずかしい問題も少しございます。ことに、今度臨調

国会まで開いて財政の節減合理化、これを徹底させようと、いうことでござりますので、われわれといたしましては、五十九年までに赤字国債から脱却するといふ線は変わつておらないわけでございま

すが、もう一度徹底したゼロシーリングの中で五十七年度予算を編成をしてみて、それに基づいて「通

いたしましては、これは第一臨調に任したつて進んでいかないと、こう思つてます。この点ひとつお願い

したいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) むしろ特殊法人全体をすべて洗つていただいて、特殊法人というものをどうするか、それから個別的に、じゃ電電や国

鉄はどうするか、そういう二つの面から根本的に洗つて見直す時代に入った、こううことで第二

臨調で専門に当たつていただいておるわけでござりますから、その答申を待つてその大きな改革の方には手をつけたいと、こう考えております。

○馬場富君 これは何回か繰り返しても一緒でござりますから、その答申を編成をしてみて、それにに基づいて、それを基づいて十七年度予算を組んで、こうとう一つの指針がこの財政展望ではないか、こう思つてます。そういう点で、中期展望を大蔵大臣は常にこれは説明の中に使ってみえますし、それから今度の法案にいたしましても財政を伴うそういう法案でございますし、行政改革

という重要なポイントを論議しておるわけです。

そういう点については、やはり一年も経過した資料を使うということは、私はやはりこれは必ずしも狂いがある。最近のこの三ヵ月くらいでも大きな変化が、後から私質問いたしますけれども、起こつておるわけです。そういう点で、これはやはり見直すべきだと、こう考えますが、どうでしょ

うか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま答えたとおりでございまして、この前につくった中期展望は五十六年度予算ベースでつくつてみたわけです

が、政府はこれまで財政再建の必要性の強調をしております。本年一月発表の中期展望によつて要するに歳出の増というのを引き伸ばしてみればこうなる

と。歳入については、経済七ヵ年計画に基づいてあると。そこで、そのギャップが要調整額といふことで示されておるわけでございますが、今度

は御承知のようにこのような法律もこしらえていただいて、またゼロシーリング予算の中で思い切

り今まで伸びておつた補助金その他も切るといふ新しい発想に立つわけですから、当然にいままで伸び率等についても違いが出てくるから、

もう一遍新しくつくり変えてみるという必要があ

ると思つております。

○委員長代理(鳩崎均君) 神谷信之助君、

○神谷信之助君 まず總理府、政府委員でいいですか、お尋ねをいたします。

公用車の運転日報の保存期間が、これは總理府の本府文書管理規則の別表第十六によつて「通知、報告、届出に関するもので軽易なもの」として「三年保存」となつてゐると思ひます。この

点まず確認をしたいと思ひます。

○説明員(鶴澤康夫君) 運転日報の管理につきましては、ただいま御指摘のとおり保存期間三年と

して「三年保存」となつてゐると思ひます。この

点まず確認をしたいと思ひます。

○神谷信之助君 その管理規則でありますが、これは昭和四十九年の六月二十六日以降改正をされ

ていない。そうしますと、五十一年の七月当時は四十八年、四十九年、五十年の三年分が保存期間

だつたということがあります。

そこで法務省にお尋ねしますが、五十一年七月に田中、榎本らが逮捕をされたその時期に、東京地檢は清水運輸手の總理府運転日報の任意提出を

求めたと思いますが、この五億円の授受にかかる四十八年六月から四十九年の三月の間、この間の日報は提出されなかつたのではなかつたでしょうか。

○政府委員(前田宏君) そのように承知しております。

○神谷信之助君 したがつて、保存されているべき日報が、五億円授受の時期の分だけが保存規則に違反をして焼却されていたということになります。

法務省、それで統いてお尋ねしますが、四十八年の六月以前の分、これは提出されていたのでは

卷之六

○政府委員(鶴田宏君) 以前の分に「おまじで
は、保管があつた」ということで提出を受けておる

○神谷信之助君 事は重大であります。榎本アリ
と承知しております。

ペイはロッキード事件公判の最大の争点の一つであります。そして、弁護側の論証の最大の物証と

なつていのが清水運転手の私的な運転記録、いわゆる青木ノートであります。ところが、それに

見合つたところの總理府の公的な記録、これは保
存管理規則ニ違反をして発印をされてゐる。二う

右管理委員は近頃をして焼去をされ、したがつてなりますと、総理府が証拠隠滅を図つてアリバイになります。

つくりの一端を担つた疑いさえあるわけですが、総務長官、徹底的にこれは調査すべきだと思います

○國務大臣(中山太郎君) が、いかがですか。この問題は、すでに検

察厅及び裁判所等でいろいろと証人を通じて、あるいは被告を通じてそれぞれ陳述が行われている

ところでございまして、總理府としてはもとより
このよきな問題につけても重大な關心を持ってそ

の後調査をいたしております。

○神谷信之助君　その後調査をされてどうなつて
いるんですか。保存期間は三年と決められておつ

て、そして総理府の当時の会計課長が弁護側の質問に答えた記録が先般の十一月の公判で明らかに

なっています。彼は、一年の保存であつてそれは焼却いたしましたと。ところが、ちゃんと規則は

三年の保存なんだ、三年の保存ならあるべきだ。

重大だと思う。簡単なことです、調査は。どうで

○説明員(鴨澤康夫君) ただいま御指摘の二年間

の保存期間に指定をいたしましたのは、五十二年六月十三日に「会計課の文書保存期間について」

という通達を出しまして、それで三年間に指定を
いたしました。それ以前は実は保存期間ついて

の規定はございませんで、一年間で、大体二年分

をとつておいて、それ以前のものは廃去するといふうな実質上の慣例にいたしておつたわけでござ

○神谷信之助君　当時は慣例で二年だというお答えになるであります。しかし、私はそういう考え方方に重大な矛盾があると思うんです。

第一は、管理規則はちゃんと保存期間三年、これが最低なんです。二年とか一年じゃありません。仮に慣例がそういうことであつたとしても、それじゃ慣例自身が規則違反である、こういうことになります。

第二に、慣例で二年だとおっしゃるのだけれども、それならばなぜ四十七年度分が、あるいは四十八年の四月分、五月分までは残っていて、ちょうどこの五億円授受の時期、四十八年の六月から四十九年の三月の分だけが焼却されてしまう。だから、総理府があつたと言うその慣例さえも、そういう意味では守られていない、逆に言うと、古い分は残っているんだから、こういうことになります。しかもそれを、いや実は別のところに保管してあつたのが後でわかつたんだというような言いわけをなさっているこれもつじつまを合わせための言いわけとしか考えられない。こんなことが通りますかと言わざるを得ぬと思うのです。

そういう点を見ますと、規則にこういう点で照らしてみましても、あるいは慣例から見ましても、これは焼却処分の理由としてはきわめて薄弱あるいは理由が立たない。こうなりますと、私は慣例自体が規則違反で、事実上の証拠隠滅あるいはアリバイ工作に手をかしたと言われても仕方がないというよう思ひます。

そこで、法務省の刑事局長に聞きますが、検察当局としてはこのアリバイ問題、これはいま重要な問題であり、争点として法廷で争つておられるわけですが、こうなりますとことは重大だ。しかも、総理府がそれにかかわっているとすれば事は重大だ。この点、捜査をする必要があると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(前田宏君)　捜査でございますから、

○神谷信之助君　當時は慣例で二年だというお答えになるであります。しかし、私はそういう考え方方に重大な矛盾があると思うんです。

第一は、管理規則はちゃんと保存期間三年、これが最低なんです。二年とか一年じゃありません。仮に慣例がそういうことであつたとしても、それじゃ慣例自身が規則違反である、こういうことになります。

第二に、慣例で二年だとおっしゃるのだけれども、それならばなぜ四十七年度分が、あるいは四十八年の四月分、五月分までは残っていて、ちょうどこの五億円授受の時期、四十八年の六月から四十九年の三月の分だけが焼却されてしまう。だから、総理府があつたと言うその慣例さえも、古い分は残っているんだから、こういうことになります。しかもそれを、いや実は別のところに保管してあつたのが後でわかつたんだというような言いわけをなさっているこれもつじつまを合わせための言いわけとしか考えられない。こんなことが通りますかと言わざるを得ぬと思うのです。

そういう点を見ますと、規則にこういう点で照らしてみましても、あるいは慣例から見ましても、これは焼却処分の理由としてはきわめて薄弱あるいは理由が立たない。こうなりますと、私は慣例自体が規則違反で、事実上の証拠隠滅あるいはアリバイ工作に手をかしたと言われても仕方がないというよう思ひます。

そこで、法務省の刑事局長に聞きますが、検察当局としてはこのアリバイ問題、これはいま重要な問題であり、争点として法廷で争つておられるわけですが、こうなりますとことは重大だ。しかも、総理府がそれにかかわっているとすれば事は重大だ。この点、捜査をする必要があると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(前田宏君)　捜査でございますから、

○神谷信之助君　いま私が指摘をしたようにきわめて重大な疑惑があります。同時に私は、検察当局の捜査を待つまでもなく、総務長官の方でこの事実経過についてもう少し国民が納得できるものを、根拠を明らかにする、そうでなければ納得できない、いまのような理由では、この点ひとつ指摘をしておきたいと思いますが、よろしいですか、一言だけ。

○説明員(鴨澤康夫君)　経緯につきましては、すでに御説明申し上げてあるとおりでございまして、調査は、

○神谷信之助君　簡単にひとつ、やるのかやらぬのか、調査は。

○説明員(鴨澤康夫君)　調査をいたしまして、後刻御報告いたします。

○神谷信之助君　次の問題に移りますが、行政改革の原点は、総理自身も、「清潔かつ公正な政治と行政は、社会秩序の基礎」と九十四通常国会で述べられています。したがって、腐敗や不正行為をなくして清潔な行政を確立するということは諂ひを待たないと思ひます。

ところが総理は、前回、小佐野有罪判決についてこれを厳粛に受けとめると答弁をされておりましたが、その小佐野判決で特にP-3Cをめぐって判断示しております。P-3Cにかかる疑惑は、特に参議院が担当してお特あるいは航特委でその疑惑の解明に当たつてまいりたところであります。私も微力を尽くしてきましたが、したがつてこの小佐野判決にあるP-3Cにかかる疑惑の解明に当たつてまいりたところであります。しかし、P-3Cについては審理することができないといふように思ひます。しかも、P-3Cについて年度の概算要求で前倒しで購入するということは、明らかにされているとすれば、私はいささかも疑惑をあいまいにするわけにはいかないと思う。P-3Cに關する一切の疑惑の解明こそが、この参議院が国民に対して果たすべき責務と言わなければならぬというよう思ひます。

たいのですが、小佐野判決理由要旨によりますと、小佐野は児玉とともにコーチャンの要請を受けて対潜哨戒機P-3Cの日本政府への売り込み工作に同意をし、さらにロッキード社コーチャンがトライスターの全日空への売り込みが成功した七年十月三十日以後、P-3Cの売り込みに力を注いでいたことがほぼ検察の主張どおり認められたというよう思うわけあります。さらに判決理由要旨で、コーチャンはトライスター売り込み成功後、P-3Cについても被告から援助を得ようと考へと述べているように、トライスター後の対日売り込みの重點はP-3Cである、このことも明らかになつてゐると思います。だからこそ児玉に対して二十五億円の成功報酬を約束をしている。

そこで、お尋ねをするのですが、コーチャンらの嘱託尋問調書証拠調べ請求、これが裁判所で決定を見ておりますが、それを見ますと、検察の方は七六年五月二十二日付の嘱託尋問請求書で被疑者数名、つまり閩僚、高官、国会議員は、丸紅などから日本国政府がP-3Cを選定、購入するよう取り計らつてもらいたい旨の請託を受け、これに關する謝礼の趣旨で供与されることを知りながら、昭和四十七年十月ごろから同四十九年中ごろまでの間、数回にわたり多額の金品を收受したと述べていると思うんですが、事実いかがですか。

○政府委員(前田宏君) ただいま仰せになりましたことは、いわゆる嘱託尋問を請求するに際しての尋問請求書のところで、そういう被疑事実という形で掲げてあるととてあらうと思うわけでござります。

この嘱託尋問調書のことは、神谷委員に改めて申し上げるまでもないと思ひますけれども、いわば捜査の初期の段階におきまして嘱託尋問を必要とするということでその請求をするについてのものでござります。したがいまして、その時点とで尋問を請求したということに相なるわけでござります。

○神谷信之助君 捜査の初期の段階で囑託尋問調書の請求をなさったということあります。したがって、つまりそうは言いましても、七六年五月二十二日の時点では、検察当局の方は、P-3Cでも閣僚、高官、国會議員に黒い金が流れたと見ていたということだと私は思っています。

当時、これは昭和五十三年十月十八日の衆議院の口特ですが、この点について検察庁にただしましたが、当時この問題についてある程度疎明をしていたという答弁をなさっておりますが、したがって請求するにはそれだけの根拠といいますか、疎明をし得る根拠を持っておつたというように解していいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申しましたように、その段階におけることでござりますので、それが以前の得られた資料というものが若干疎明資料として考えられているわけでございます。それは、御案内の通り、アメリカでいわゆるチャーチ委員会でコーチャン氏の証言があつたり、またそれをいろいろ報道されたりというところでございますので、そういう関係が一応の疎明になつたといふに考えてられるわけでございます。

○神谷信之助君 結局、だから捜査の初期の段階ではP-3Cにかかる疑惑を捜査当局も関心を持ち、そして捜査をなさった。ところが、P-3C疑惑は結局は不間に付されたという結果になつてゐるわけです。

そこで、さらに聞きますが、昨年七月九日の丸紅ルート公判で、丸紅の伊藤宏を取り調べた松尾邦弘元東京地檢事が証言に立つて、弁護側の尋問に対して、伊藤宏がP-3Cについて供述したにもかかわらず、P-3Cなのでひどい問題にならうかと思ひますということで調書をとらなかつたといふ証言があります。P-3Cはトライスターと並んでロッキード疑惑の焦点になつていて問題になります。それについて調書をとらなかつたといふのはどうしてでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 御指摘のように、松尾検事の証言がございまして、そのことがいろいろと

報道もされたわけでございますが、証言を要約しますといまのようになります。これを要しますに、それがいつまでございました。これほど明確なことではございませんけれども、いわゆる回答で何回かなされただとございまして、それほど明確なことではございませんけれども、非常に漠然としておつて、これという具体性がないということです。

一般的に申しまして、調書をとります場合に

は、それが後々説明になるわけでございますから、余り漠然としたこと、あいまいなことを書いて、それが後で見る者の目に触れて、これは一体

どういうことがというような問題を起こしても

ようがないという問題が一般にあるわけでございますから、そういうことで、調書をとります場合

には、具体的な、またある程度確信の持てるこ

とを調書にとるというのが実際の運用でございます。

○神谷信之助君 いろいろ弁解をなさっていますが、結局こういうことになるわけですね。囑託尋

問請求書では、明白に検察の方は当初はP-3Cを

調べていく、そして一定の疎明資料も収集をして

いた。ところが、途中からP-3Cについては、い

ろいろいま弁解もなさいましたが、調書もとらな

くなる、あるいは追及もしなくなつてきている。

ここに国民の側からすればP-3C隠しが検察庁當局にもあつたのではないかという疑惑を持つてい

るわけです。

そこで、さらに法務省にお伺いいたしますが、

これがP-3Cの日本への売り込みはでき

なくなると丸紅から言われた、そういう証言をして

いますね。これはどうですか。

○政府委員(前田宏君) 証言の一部にそのような

ことがあったことは、そのとおりでございます。

さるに、さきに挙げました検察の囑託尋問請求

○政府委員(前田宏君) 要するに犯罪の疑いのあるような金の動きはなかつた、こういうことでござります。

○神谷信之助君 ちょっと待つてください、局長。そうすると、犯罪になるような金の動きはなかつたと。金そのものの動きはあつたということですか。

○政府委員(前田宏君) その辺も物の言い方かも

しませんけれども、いろいろないわゆるコンサルタント契約等に基づいての金の動きもあるわけ

でございますから、そういうものを含めますと、

金の動きはあつたというようなことにもなるわけ

でございますので、そういう意味で、誤解を受け

るといけませんので、先ほどののようなお答えをして

いただけでございます。

○神谷信之助君 もう一度聞きますが、だから請

託の事実がなかつたとか、あるいは他の名目であつたとか、いろんなことがあるでしょうが、いず

れにしても金は一定のところにいろんな形で流れ

ていったかもしれないし、あるいは流れていなければ、しかし犯罪を構成するような要件の事実

をつかむことはできなかつた、こういう意味ですか。

○政府委員(前田宏君) 先ほども申しましたよう

に、非常に広くとりますと、全然ないわけではな

いと思いますけれども、具体的にだれからだれに

犯罪になるような形で金が流れたということは認

められなかつた、こういうことでございます。

○神谷信之助君 しかし、コーチャンは七年七

月六日の囑託尋問で、田中への五億円を約束どおり支払わないP-3Cの日本への売り込みはでき

なくなると丸紅から言われた、そういう証言をして

いますね。これはどうですか。

○政府委員(前田宏君) 証言の一部にそのような

ことがあったことは、そのとおりでございます。

さるに、さきに挙げました検察の囑託尋問請求

○政府委員(前田宏君) お答えいたします。

佐野被告がコーチャン氏等と話をした事実等に関

し議院証言法違反に問われたものであります。P3導入に関して犯罪容疑がないことについては、これまで国会におきまして法務当局から明らかにされているとおりであり、この点については先般の判決においても何ら変わりはないものと考えております。

防衛庁といたしましては、外部から不当な働きかけがなされたことはなく、あくまでも技術、専門的観点から、費用対効果等を考慮の上、純粋に防衛上の見地に立ってP-3Cを選定したものであります。

また、防衛庁といたしましては、昭和五十一年八月にロッキード社から、P-3Cの契約獲得に関し不当な影響を及ぼし、また有利な取り扱いを受けるため、贈賄その他の金品の提供等の行為を行つたことがなく、また将来も行わない旨の誓約を受けているところであります。

このような誓章からいたしまして、防衛庁と、

たしましては P-3C の選定に関し何ら外部からの不当な影響があつたとは考えておりません。したがいまして、現用の対潜哨戒機の更新、近代化を図るため、五十七年度以降におきましても引き続き所要の P-3C の調達を行つてまいり所存であります。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。
先ほど申し上げましたように、犯罪容疑はない、
ということが担当の法務当局から言われている点
であります。また、防衛廳といたしましては、導
入に関し外部からの不当な働きかけがないと確信
いたしております。もっぱら純粹防衛技術上の観
点から採用を決定し、国防上の必要に基づいて導
入を統けているわけでございまして、その方針を
変更する考えはないということを改めて申し上げ
ておきます。

○神谷信之助君 では、わが党は引き続いてこの
疑惑解明のために聞うことを申し上げて、時間で
すから終わります。

○委員長代理(嶋崎均君) 柄谷道一君。

○柄谷道一君 景気回復のおくれ、物価の予測以
上の落ちつきを反映いたしまして、四月から八月
の一般会計税収の累計額は対前年同期と比較いた
しまして九・一%増にとどまっています。これ
は五十六年度当初予算で見込みました対前年度税
収の伸び二〇・三%を大きく下回っているわけで
ございます。

そこで、経済企画庁も去る十月二日、五十六年
度経済見通し暫定試算を発表しておられます
が、それによりますと、物価については、消費者物価
指数を五・五%から五%へ下方修正、さらに入民間
最終消費支出、民間住宅、民間企業設備、鉱工業
生産指数もそれぞれ下方修正をいたしまして、そ
れを受けて名目G.N.P.成長率を九・一%から八%
に下方修正しておられます。

私は、物価の安定が税収の伸び悩みをもたら
す、これはまことに皮肉な現象であると思うので
ござりますけれども、大蔵大臣にお伺いいたしま
すが、五十六年度の税収見込みについてどのよう
な予測を持っておられるのか、まずお伺いしま
す。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは、いま御指摘のように物価の安定が、名目所得あるいは名目の法人所得等が下がっておりますから、それが税収に響いたと、全くそのとおり、一番の原因だと私は思っております。しかしながら、まだ九月決算も出そろったわけじやございません。十一月で、まあ十二月半ばにならないとよくわからぬし、三分の一にも満たない進捗割合ですから、断定的なことは申し上げられない。まあ証券会社等は今までにいい利益が上がっているという法人の問題もございますから、もう少し様子を見ないと何とも私は申し上げられない。ただ、憂慮して、心配をいたしておりますと、こういうことであります。

（雄君）……………と例によることも、まさかうございとて、牛度財政省の御答弁だけに對して、この問題ももういきついに終了をしたようだ。沿いまよ。

この予算そのものも、やつておるの
たぶにはついておら
したがつて、非常に
おるんですが、
にもいかない。災
さづけなものですか
までに考えられな
かなかできない。終
あるので、どうい
次第——これは国
りにまでに考えられな
あるので、やらなければな
は留任される
けれども、いつ新
は財政方針が打ち出
は編成時
から考へないと言え
力針としては、年内
う御指示もございま
らいたしますと、本
が大体考へられない
まあ一、三日ぐら
いかということで、
待つておるわけでござ
よりまして外れたよ
あそれはそれでいい
んで伺ひます
事情の試算、これは
ますが、大臣は、さ
見直しを國ねば
つたんですが、この
GNP成長率一一・
て高い数値を前提と
ります。
伺いたしますが、

○柄谷道一君 その具体的施策の確立を見守りたいと思います。

多々を語るまでもなく、十一月十九日アメリカで、インガソル元駐日大使、ブロック通商代表、ボルドリッジ商務長官の三氏が、相次いでわが国に対する黒字削減と市場開放を要求した、こう外電で詳細報ぜられております。同時に、二十日に総理を訪れましたリーガン財務長官も、クリスマス休暇で議員が地元に帰った際失業問題で突き上げられる結果、年明けの議会で日本に対する非難が一層高まるおそれがある、こう警告したと伝えられております。

最近アメリカの動向を見ておりますと、バラク・オバマ大統領は、これまでの一連の重きをなしてきましたが、アメリカからのわが国に対する風圧は一層強まるものとの予測せざるを得ないわけでございますが、フ駐日公使が書簡で申し出ましたように、二十九品目の関税撤廃を求めるというところに最大のスポットを当てているやに受け取られるわけでござります。これに対する通産、農林、大蔵各大臣の対応の基本姿勢について明らかにしていただきたいと存じます。

○國務大臣(田中六助君) アメリカから提示された
ました二十九品目でござりますけれども、これは
洗つてみますと、まあみそもくそも一緒にしたよ
うな品目をいっぽい並べておるわけでございまし
て、私どもは勝手な言いたいほうだいなことを言
つてはいるにしか思えない、過去におきましたよ
も、たとえば自動車問題におきましても、私ども
は安くしてよく燃費のかからない車をアメリカの
大衆が買うんだから余り国会の圧力とか政府が
云々するのはおかしいじゃないかということは言
つておきましたが、私どもこれを十分チェックす
して、やはり主張すべきことは主張し、理不尽な
ことは理不尽だということを言っておかなければ
ならないということで、目下検討中でございま

○國務大臣(龜岡高夫君) 通産大臣から申し上げたようなことでもあります。
○國務大臣(渡辺美智雄君) 田下検討中であります。

○炳谷眞一君 河本長官、ただいまの答弁どおりでございます。私は、貿易摩擦の解消は行財政の改革と並ぶ当面の重要な課題である、こう思うのです。しかし、わが国の立場もあり、この関税廢の要求には安易に応ずるわけにはなかなかいきぬ、こういう三大臣の基本姿勢でございます。おそれば、私は、この問題についていわゆる座長としての役割りを果たしておられます長官としては、どのような方向で経済摩擦の解消に対応していくことをおられるのか、国民の前に明らかにその姿勢を述べて、ござきたいと思ひます。

○國務大臣（河本敏夫君） 貿易問題が解決をさむる前提条件は、世界経済全体が回復する、世界全体の購買力が拡大をするということが一番の前提条件だと思いますが、いまは御案内のように第二次石油危機の悪い影響が全世界に広がりまして一番深刻な状態になつておるという状態でございますのでよけい問題が深刻になつておると、こう申します。そういう中でこの貿易問題をどういう方向で解決をするかということになりますが、やはり日本といったしましては自由貿易の原則が守らなければなりません。そういう方向で具具体的な対策につきましては、いまそういう方向でござります。

○柄谷道一君 問題を転じまして厚生大臣にお伺いいたしますが、この児童手当の特例措置法を別途定め、被用者と非被用者に対する所得制限別制度を新たに導入していくわけでございます。この点について法のものとの平等に反するのではないか、こういう批判がござりますが、見解いかがでござりますか。

○國務大臣（村山達雄君） いわゆる児童手当につきましては、御承知のように四百五十万を三百九十五万まで減額いたしましたが、これは児童手当の

十一万にするわけでござりますから、その限りにおきましては全く平等の扱いをしているわけでございます。ただ問題は、そういたしますと、被用者の対象児童数が非常に減少するわけでござりますので、別途事業者の全額負担によりますところの特例給付というものを設けまして、それによりまして支給率をそれぞれ八〇%程度にする、特例給付を入れまして全体の対象児童者数は被用者が十四万人ぐらい減りまして二百一十五万、これは変わりません。

〔委員長代理鷲崎均君退席、委員長着席〕

それから特例給付を含めまして支給総額はどれぐらいになるかと申しますと、これも千五百六十二億ぐらいだと思っておりますが、この点も変わらぬわけでございます。

問題は、特例給付というものを被用者にだけやることがどうかと、こういう問題であらうと思いますが、思うに、やはり雇用者と被用者の関係でござりますので、やはりそのめんどうを見るということは、ひいては事業主にもいい影響を与えるに違いない、そういう特殊関係にありますので、この特例期間中にいわゆる特例給付として特別のものを出して、法のものとの平等に違反するとは考えていないでございます。

○柄谷道一君 時間が参りましたのでもう一間にとどめたいと思いますが、形式的に所得限界は一緒でありますけれども、実質的には所得制限が段階が設けられたということは事実でございまして、このまま推移いたしますと、非被用者については多子救貧的児童手当制度へ、被用者については保険制度へと制度が二分されていく、この傾向がうかがわれるわけでございます。私は、この特別措置法案というものは検討すればするほど児童手当の現行制度の本質を大幅に将来改革していくと、このように認識せざるを得ないわけでござります。その他、支給額の問題、所得制限の問題、支給対象の問題、多くの問題を抱えております

十一万にするわけでございますから、その限りにおきましては全く平等の扱いをしているわけでございます。ただ問題は、そういたしますと、被用者の対象児童数が非常に減少するわけでございまして、別途事業者の全額負担によりますところの特例給付というものを設けまして、それによりまして支給率をそれぞれ八〇%近くにすると、特例給付を入れまして全体の対象児童者数は被用者の方が十四万人ぐらいふえ、それから自営者の方が十四万人ぐらい減りまして二百一十五万、これは変わりません。

〔委員長代理嶋崎均君退席、委員長着席〕

それから特例給付を含めまして支給総額はどれくらいになるかと申しますと、これも千五百六十二億ぐらいだと思っておりますが、この点も変わらぬわけでございます。

問題は、特例給付というものを被用者にだけやることがどうかと、こういう問題であろうと思ひますが、思うに、やはり雇用者と被用者の関係でござりますので、やはりそのめんどうを見るといふことは、ひいては事業主にもいい影響を与えるに違いない、そういう特殊関係にありますので、この特例期間中にいわゆる特例給付として特別のものを出しても、法のものと同等に違反するとは

が、これは別の機会に質問することといたしまして、ただいまの一点について将来展望を含めた厚生大臣の明確な見解をお伺いし、私の質問を終りたいと存じます。

○国務大臣(村山達雄君) 児童手当でございますが、三百九十一万に今度は下げるのとござりますが、この三百九十一万というのは予想される来年度の大体平均ベース六人家族の平均給与収入額でございますので、防貧対策ではございませんであります。これはやはりあくまでも児童手当法で言うところの大せい子供を持つておる家庭への経済援助、それから健全なる児童の育成という点でございまして、平均所得、収入を基準にしております。

それから将来展望でございますが、これはもう総理からもしばしば申し上げているように、この制度を廃止しない、存続するということを前提にいたしまして、これから社会経済情勢がどう展開するか、それから多くの各方面の議論が行われておることは御承知のとおりでございます。そういうふたものをより幅広く取り入れまして論議を深めまして、この特例期間の終了までに結論を出しまりりたいと、かように考えていろいろどころでござります。

○委員長(玉置和郎君) 秦豊君。

○秦豊君 大蔵大臣に最初に伺つておきたいと思いますが、渡辺大蔵大臣、税制調査会はすでに始まっています。いろんな構想が打ち上がっています。その中で私が伺いたいのは、来年度からの増税ないし新税構想と言われる八つ近い項目の中です。私が伺いたいのは広告税です。これについてはかなり必須なものとして大蔵側としては相当の執着を示しているのか、あるいはそれほどでもないのか、この辺はどういうお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは今度の国会あるいは大蔵委員会等でも、また野党の中の政策としても広告税については一定の課税が必要ではないかという御意見ございます。わが党の中でも両

が、これは別の機会に質問することといたしまして、ただいまの一点について将来展望を含めた厚生大臣の明確な見解をお伺いし、私の質問を終りたいと存じます。

○国務大臣(村山達雄君) 児童手当でございますが、三百九十一万に今度は下がるのでございますが、この三百九十一万というのは予想される来年度の大体平均ベース六人家族の平均給与収入額でございますので、防貧対策ではございませんであります。これはやはりあくまでも児童手当法で言うところの大ぜい子供を持つておる家庭への経済援助、それから健全なる児童の育成という点でございまして、平均所得、収入を基準にしておりま

これから過剰広告対策というような主張に基づいたもの、またその反対にやるべきじゃないという意見、両方ございまして、それは両方比較検討しているという事が事実であります。まだ幾らやる

といふように決まつたわけではありません。

○秦豊君 けれども、大蔵大臣、すでにかなり党内でも論議の積み重ねがあつたわけですから、大臣個人としてはかなり魅力のある財源構想の一つ

といふふうな受けとめ方でしようか。

○秦豊君(渡辺美智雄君) 私はよく具体的な関連性というものは知りませんが、かつて青嵐会時代に広告税はやつた方がいいという持論がありま

して、これは本やなんかにも書いてありますからいまさら逃げ隠れるわけにはいかないわけであ

ります。しかしながら、やはり謙虚に反対の方の

意見も聞かなければ、ただ個人的な思いつきみた

いなことはできませんので、真剣に各方面的皆さ

んの意見を聞いておる。したがつて、大きな比重

とかどうとかいうところまで至つていなかつた

のが現状です。

○秦豊君 しかし、何らかの財源措置の中でワン

・オブ・ゼムとなると、たとえばギャンブル税で

も交際費でもかなり抵抗は出でてくる、いや現に出

ている。そうすると、この媒体を相手にした広告

税というのは、渡辺氏の私見ではなくて、相当や

はり有力な財源候補として浮上してくるのではないか。たとえば三ヵ年の时限的な新税としてと

か、そういう考え方はどうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、正直言つてまだ決まっていないんです。

○秦豊君 ならば、今後の税調の審議の中にも反映をさせていただきたいが、これは大変煩瑣ですよ、手続きが。どこに線を引くか、これも非常にむずかしい、しかもこれは必ず製品コストにはね上がる、物価引き上げを招来する、だから慎重の上にも慎重であつてほしいという要望だけをしておきます。

大蔵省に統いて質問しますけれども、きのうの大河原駐米大使の総理への進言、つまり来年度の

わが国の防衛予算是人件費を除いて七・五%増と
いう進言に対し、所管大臣としてはどういう受けとめ方ですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは私も防衛費は

着実に国際責任を分担するという意味でふやすと

いうことはやむを得ないと、こう思つております

が、これはしかし問題は他の費目とのバランスも

ございまして財政事情というものもございますか

ら、国民からまるつきり遊離したようなことはで

きない。したがつて、国民の理解を得られる範囲

内において最も有効なやり方をとつていただきたい。

また、今まで本体そのもの、中身ですね、アッ

プ分でなくて本体そのものにもこういう時代であ

りますからやらはりメスを入れるべきものは入れ

て、そうしてよく洗い直して、そして本当にしつ

かりしたむだのない効率的な防衛体制をつくると

いうことが基本である。したがつて、七・五%の

以上に人件費をプラスするということは考えてお

りません。

○秦豊君 それじや大臣のその本体論をもうちょ

つとやりましょう、具体的に。私も同じ意見なん

です。大蔵省の基本的な姿勢は七・五%マイナ

スアルファが出発点であるべきである。ならば、細かい枝葉を刈り込んでもとても効果は上

がりません。そうするなどうするか。まさにあな

たの言う本体ですよ。正面装備の削減です。導入

計画の前倒しではなくて逆に繰り延べです。これ

しかしながら、専門にやつていらっしゃるの

は西垣さんだと思うけれども、一体主計局の内部では、すでに正面装備の眼だたるF-15と対潜哨戒機P-3Cの導入機数、防衛庁の当初要求、見込み、願望、これはマイナスアルファで原案ができる

ているんじやありませんか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 細かい数字の問題は

私聞いておりませんが、考え方といたしまして

は、私の言う本体というのは、正面装備だけでな

くて防衛費全体の本体を私言つたんですが、その

中の組み替わりカットなりというものも当然あ

りますよと。その上において必要なものは採用し

ていきます。しかし予算の限界がありますと。そこで後年度負担の問題も、防衛庁の要求を見る限りではある特定年度に防衛費だけ一四%も伸びてしまふうなことになりますから、それも

すぐ近い年度で。そういうことと財政との関係と

いうものもありますので、無理なことを言われて

もできないものはできないわけですから、それはやはりなだらかに直すか、何かほかのものと入れ

かえるか、そういう工夫は当然にこれは財政当局

としてはやつていかなければ承服できるものじゃ

ない。全体のバランスを考えながらこれはやつて

いく必要がある、そう思つております。

○秦豊君 そこをさらに具体的に専門の主計局次

長から伺つておきたいんだが、私どもの感触で

は、大村長官にははなはだもって相済まぬが、た

とえばF-15は四十三マイナスアルファで恐らく三

十二機ラインと。対潜哨戒機については十二機と

いうふうなところで大蔵原案が固まりつつあるの

ではないかという感触なんだが、どうなんですか。

○秦豊君 それじや大臣のその本体論をもうちょ

つとやりましょう、具体的に。私も同じ意見なん

です。大蔵省の基本的な姿勢は七・五%マイナ

スアルファが出発点であるべきである。ならば、細かい枝葉を刈り込んでもとても効果は上

がりません。そうするなどうするか。まさにあな

たの言う本体ですよ。正面装備の削減です。導入

計画の前倒しではなくて逆に繰り延べです。これ

しかしながら、専門にやつていらっしゃるの

は西垣さんだと思うけれども、一体主計局の内部

では、すでに正面装備の眼だたるF-15と対潜哨戒機P-3Cの導入機数、防衛庁の当初要求、見込み、願望、これはマイナスアルファで原案ができる

ているんじやありませんか。

○政府委員(塙田弘君) アメリカの予算の内容と

いうものも必ずしも明確でございませんし、その一致しているかどうかという点について明確ではないのでございます。

○秦豊君 とにかく検討に値する私はジャンルだ

と思いますから、ぜひとも政府側で煮詰めてもらいたいと思います。

大蔵省にもう一問だけ聞いておきますが、いま

業界全体としてはダンケルク的な状態になつてい

るアルミ産業の救済に関連して、懸案になつて

いるアルミの関税割り当て制度の適用については大

蔵側はすでに結論を出しておりますか。どうなつておりますか。

○政府委員(塙田弘君) アルミ産業、アルミの

製錬業の石油等の高騰に伴う苦況に対しては、私どもいろいろ通産省からも業界からも伺つて勉強

いたしまして、大変気にして実は苦慮していると

ころでございます。ただ、この関税割り当て制度

につきましては、簡単に申し上げましても関税制

ももうあなたには聞かない。

○委員長(玉置和郎君) ちょっと速記をとめて。

○秦豊君(玉置和郎君) 速記を起こして。

○委員長(玉置和郎君) 速記を起こして。

○秦豊君(玉置和郎君) たまにそういう品の悪い言葉を私の柄に似合わず使いました。委員長の御注意、尊重したいと思います。

そこで、大蔵省に重ねて聞きますけれども、いま

ま防衛関係予算の概念、枠について私は去る十三

日質問したことあります。大村長官と園田外相が

答えられて、たとえばフルパートナーである日本

間ににおいても防衛関係予算の枠、フレームが一致

していない。たとえば退役軍人の恩給、NATO

では軍人恩給も入つてます。それからアメリカの

予算書では退役軍人の予算は国防費に入つて

る。日本はそうではない。フルパートナーならば

せめて防衛関係費の枠組みだけは共通させたらどうでしょうかという私の新たな提案に對して、大

蔵側はどうでしょうか。

○政府委員(塙田弘君) いま毎日その予算編成作業をやつております。いろいろ積んだりおろし

たりしている段階でござりますから、その個別の問題についていままだ固まつてゐるわけではございません。

○秦豊君 多分そう言つだらうと思つたのだが、

防衛庁の楽しみがなくなりますからね。しかし、私が挙げた数字は当たらざといえども遠からずと

いう数字ではないかと思う。もちろんあなたはい

う方向にいかなければ、あなた方が最も伝統的に

守つておられるぶらぶら予算をつけることになります

よ。だから厳しく査定をして、厳しく振る舞つても

らいたい。だから私が申し上げておる正面装備削減の基本方向はすでに固まつておるんでしょ

う。

○政府委員(塙田弘君) その点も含めまして現在

度上での問題あるいは財政上の問題、そして最近特

○アーヴィング：アメリカから、この結果は結局現在のアメリカのスポーツで入っておりますところのアルミを結果的に差別することになるのではないかという議論もかなり強く出ておりますので、こういう対米事情のもとでもござりますし、かなりその点も配慮しなければならないと思っておりますので、関税割り当て制度以外である程度のことでききないと。しかし、まあ片方財政事情等もございますので、その辺の兼ね合いを考えながら、何とかある程度のアルミ産業に対する手当てができるないかということをただいま通産省と詰めておるところでございまして、まだ結論は出しておりません。

○秦豊君 防衛庁、いまこれは今年度予算だと思いますが、F4EJファントムの改裝をしていきますね。何のためなのか、つまり何を目指したものなのか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

○秦豊君 安全度を審査の上、耐用年数を……

○秦豊君 なるべくひとつ簡潔にお願いいたします。

○國務大臣(大村襄治君) 耐用年数を延長すると同時に装備の近代化を図る、二つのねらいがあります。

○秦豊君 その装備の近代化の中に、たとえば対地支援のために国会でもさんざん問題になつた例の爆撃照準装置、附属のコンピューターシステム、レーザー照射装置等の換装も含まれますか。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。

低高度目標対処能力、搭載ミサイルの改善等の装備の改善でござりますので、先生の言われたような点は含んでおりません。

○秦豊君 防衛施設庁、いま來年度予算の概算要求をべつ見ると、施設関係の費目の中に沖縄の米軍嘉手納基地所属F15用のシェルターがたしかに入っているわけなんだな。これは一体地位協定などの辺をどうひねつたらこういう費用分担ができるのか、明快にひとつ述べてもらいたい。

○政府委員(吉野実君) お答えをいたします。

地位協定第二十四条の二項によりますと、地位協定の二条及び三条に書いてありますようならず、すべての施設はこの協定の存続期間中に無償でもあります。在日米軍の施設の整備につきましては、米軍の駐留を円滑かつ効果的ならしめるために、個々の事案に即しまして、この二十四条第二項の規定によって行われておるわけであります。

いま申しました施設区域とは一体それじゃ何なんだ。こういうことでござりますが、安保条約、地位協定上に明確に定義はされてるわけではありませんけれども、建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面、こういうものを施設区域と解釈をいたしております。本件の航空機掩体、F-15のシェルターは当然この地位協定の規定に照らしまして施設区域の中に入っておりますので、地位協定上から解釈としてこれを提供することがであります。

○委員長 最後の一問になると思いますが、いまの施設庁長官の発言だけでもこれは掘り下げなまやならぬ問題たくさんあるんだけれども、すでにあと一分しか残っていないから、この質問で終わらねばなりません。とんでもない拡張解釈ですよ、これは。

通産省に聞いておきますが、十一月二十日夜、アメリカで行われたレーマン海軍長官の発言、つまり早急な六百隻体制を実現するために同盟諸国とのすぐれた技術に依拠したいという発言、これより武器輸出三原則に絡んで通産側の見解。時間がなまから束ねてまとめて伺つておきます。

まず、設計だけを発注してきた場合への対応、どうするか。それから高張力鋼、わが国は非常に優秀である、高張力鋼の輸出は汎用品だから可能ではないのか。それから優秀な溶接技術者、これをチームとしてアメリカに派遣をしてもらいたい、といった要請があつた場合への対応。最後に強いて高性能の小型船用エンジンに限定した発注に対してもはどういう対応が可能か。以上を伺つておきます。

○政府委員(鈴木善蔵君) ただいま先生御指摘の四つのケースでございますが、第一の点につきましても、その要求されるものがいわゆる軍艦といいますか、戦闘力を有する艦船に特有の構造機能を要求するようなものであるということであれば、それはいわゆるものばら武器の製造、設計にかかるものということがあるから武器輸出の範疇に入るのではないか。技術輸出の範疇に入るのではないか。それからあとの点につきましては、一体高張力鋼とか溶接技術とか、そういうものが果たして軍艦に特有の技術であるのかどうか。その辺は具体的なものを見なければ私ども判断できないわけでございまして、いずれにしましても、そういう観点から具体的なものを見て判断することにならうかということでござります。それからなお、その基本になることといたしましては、米国につきましても基本的には武器三原則あるいは政府統一見解に準じて対処することになつておるわけでございますが、米国につきましては日米安保条約等の関係もございますので、この点につきまして日下外務省で慎重に検討しておられると、このようになります。

○委員長(玉置和郎君) 一昨日の山崎君の質疑中、政府に要求のあったことについて政府部内の見解がまとまりましたよとござります。

この際、鈴木内閣総理大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木内閣総理大臣。

○国務大臣(鈴木善蔵君) 人事院勧告の取り扱いについては、当面する財政事情等を勘案の上、銳意検討を続けておりますが、勧告の趣旨を最大限に尊重しつつ、早急に結論を得、次期通常国会の冒頭に公務員給与法の改正案を提出し、年内に差額の精算ができるよう必要な措置を講じたいと存じます。

なお、三公社五現業の年末手当等の支給について、従来の慣行に従い、労使交渉によって円満に解決が図られるよう期待しております。

○山崎昇君（玉置和郎君） 山崎昇君
見解については必ず実行されるようよりを希望をしておきたいと思います。
なお、自治大臣に申し上げておきたいと思うのですが、給与の問題は国家公務員ばかりでございませんで、約三千にも及ぶ自治体に地方公務員がおるわけでありますから、当然地方公務員のことも考えて年内に解決されるということが政府の考え方であろう、こう思いますが、十分ひとつ地方自治体との連絡は密にしていただきたいと思うのですが、それについての見解は自治大臣からお伺いしておきたいと思います。
なお、内容等につきましては私はわかりません。ただ、この見解の中に、勧告の趣旨を最大限に尊重するという総理のお言葉でござりますから、これを信用いたしまして、給与法が提案された段階で内容等については私どもなりに詰めてまいりたい、こう考えておりますことをつけ加えておきたいと思うのですが、一点だけ自治大臣からこの点についての答弁を求めておきます。
○国務大臣（安孫子藤吉君） 国家公務員につきましては措置が講じましたならば、これに準じて地方公務員についてもその措置を講ずるように遺憾なおりを期したいと存じます。
○山崎昇君（きょうは内閣委員会所管等の問題についての連合審査でございますから、何点かにしまして私はお尋ねをしておきたい、こう思うわけであるようございます。したがいまして、これらの動向について総理としてほんの御感想あるいはお考えを持っておるのか、せつかくの機会でありますから、まずお聞きをしておきたいと思います。

す。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先般、レーガン大統領が軍備管理、軍縮に関する米政府の基本的な考え方を打ち出したわけでございます。さらに、ブレジ

ネフ・ソ連書記長が訪独をいたしまして、シユミット首相との首脳会談におきまして軍備管理、軍縮の問題等についての見解を明らかにいたしてお

りますが、当然ブレジネフ書記長は、レーガン大統領のさきのこの問題についての方針というものを念頭に置きながら発言をされておるものと私は受けとめておるわけでございます。いずれにいたしましても、米ソ両国の首脳が軍備管理、軍縮に向かって今後前向きで話し合いをしていこうということは、私は、大変世界の平和安定の方向へ期待が持てるわけでございまして、これを歓迎をいたしておりますところでございます。私は、今後行われる米ソ首脳会談におきまして、世界の人々が期待されるような実のある成果が上がるのを期待いたしております。

○山崎昇君 いま総理のお考え聞きまして、総理も御存じのよう、最近は北欧におきましてもあるいはまたヨーロッパ等におきましても、特に最近に至りましてはイギリスの労働党の大会においては、大変な関心が寄せられ、また相当なる反対運動も大きくなりつつある、こういう現状にあることは、総理も御案内のことおりだと思います。また、最近ギリシャの新首相になられた方も、先般来、アメリカの核基地等についてもギリシャから撤廃をさせたい、それまでの間はギリシャ政府でこれを管理していきたいというふうな決意まで述べられているようでございました。総理も大分外國を歩かれて首脳とお会いになつておられますから、当然それらの動きは私どもよりはよけい御存じのはずだと思つんで

す。そこで、これは新聞紙上でありますからそのとおりかどうかわかりませんが、この会談が終わりましてシユミット西独首相は、「ソ連も米国と同様、核兵器の軍縮に意欲を持つことがわかつた」

と述べた「きわめて有意義な会談であつたといふふうに述べられておるようであります。

そこで、日本政府としては、いま見解も聞きましたけれども、一体世界が、たとえ核の問題であ

りましても、この軍縮の問題に大きく動いている

う意味で、先ほど來これら問題についての質問戦も展開されたわけであります。そう

本政府としてはこの軍縮に対しどのような寄与といいますか、中心的な役割りといいますか、そ

うものをやられようとしているのか。重ねてこの点をお聞きをしておきたいと思うんです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のように、わが国はさきの国連の軍縮総会におきまして、またその後のジュネーブ等における軍縮委員会におきましても、核軍縮、特にこの核の廃絶を目標とい

たしまして、包括的な核実験の禁止ということを先頭に立つて主張をいたしておるわけでございま

す。また私も、さきのオタワ・サミットにおきましても、あるいはカントンにおける南北サミットにおきましても、本来経済サミットではございませんけれども、そういう場においても私は、世界

したけれども、あらゆる機会を私ども活用いたしまして、これを経済の発展、特に第三世界の経済協力等に充てるべきだという観点から、日本として軍縮を強く訴えてきたところでございます。今後に

おきましてもあらゆる機会を私ども活用いたしまして世界に向かってこのことを訴えてまいりたい、こう思つています。

○山崎昇君 そこで、重ねてもう一点だけお聞きを

しておきますが、最近アメリカでは、日本の防衛費が少ない、防衛力の整備等について内政干涉と思われるほどのんな形の行動がとられてきておりますが、書かれた方は、これはかつてワシントン

の特派員をされた方でございまして、この方がきわめて重要な内容のことを述べておるので、この

一点だけあなたにこの機会にお聞きをしておきたいたいと思うんです。

それは、昨年大平さんがアメリカに参りました際にカーター大統領とお会いになりました。

によれば「ホワイトハウスの執務室で、カーターはのっかり防衛力の増強を大平に迫った。大平は基本的にこの要請を受け入れたが、日本の財政事情などから、一度に大規模な増強をするのは無理だと力説した。なかなか納得しないカーターに、大平はこう言つた「日本列島をみてください、それ自体が、巨大な不沈空母なんですよ。もちろん、この空母に飛行機や武器を積むことは必要な大事なのは、この空母を有効に機能されることでしょ」それまでけわしい表情だったカーターが、この時初めて、にっこり笑つて「大平はこうなづいた」と報道されております。これ

は政府当局者から大分後になつて実はあのときこういうことがあつたんだと、政府高官から聞いた

というものがこの著書の内容であります。私は、一

国の総理が、日本列島そのものが沈まない航空母艦である、こういう発言をされて、あたかもアメリカの世界戦略の第一線であるような言質を与え

るということは、きわめて重大な発言ではないの

だらうか、こう思ひます。

そこで、あなたはいま現役の総理であります

が、一体大平さんがカーターに述べたと言われますいま読んだこの見解について、あなたはどうい

う感想をお持ちなのか、お聞きをしておきたいと

思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、カーター・大平会談の模様につきましては、外務省等の報告を伺つておるわけでございますが、カーター前大統領から当時の大平総理に対して日本の防衛努力を要請をされた、これは日米安保条約を締結しておる

アメリカと日本の関係でございますから、米側

に、その問題については自分に任しておいてください、自分としても十分今後日本の諸般の事情を考えながら努力をしていくのだと、こういうことを申し上げたというように伺つておるわけでござります。

○山崎昇君 それは答弁になりませんね。いま私が読み上げたこの大平発言に対して、あなたも同意に、日本列島は不沈空母だという考え方でこれから防衛政策というものを進めるのか、そうでないのか。これは私は本当に重要なこと

です。これは明らかに、お見せして結構ありますよ。ですから、わざわざ間違わないようにその

もの自体を読んでいまあなたの感想を聞いたわけ

です。これは明らかに、お見せして結構ありますよ。これは自分がそのときこの

方がそういうことを述べているわけですね。ですかねあなたは、そうでないんだと、そんなことはないのか。これは私は本当に重要なこと

です。これは明らかに、お見せして結構ありますよ。これは自分がそのときこの

方がそういうことを述べているわけですね。ですかねあなたは、そうでないんだと、そんなことはないのか。これは私は本当に重要なこと

です。これは明らかに、お見せして結構ありますよ。これは自分がそのときこの

方がそういうことを述べているわけですね。ですかねあなたは、そうでないんだと、そんなことはないのか。これは私は本当に重要なこと

です。これは明らかに、お見せして結構ありますよ。これは自分がそのときこの

方がそういうことを述べているわけですね。ですかねあなたは、そうでないんだと、そんなことはないのか。これは私は本当に重要なこと

です。これは明らかに、お見せして結構ありますよ。これは自分がそのときこの

方がそういうことを述べているわけですね。ですかねあなたは、そうでないんだと、そんなことはないのか。これは私は本当に重要なこと

この問題についてはやりません。重ねて別な機会に私は自衛隊の問題点等々についてまた改めてやらしていただきたい、こう思っております。

そこで、行革は関連のないすす問題点で、きら午前中わが党の和田委員からも指摘をいろいろいたしました。私は毎日、新聞見るたびに実は暗い気持ちになるわけがありますが、最近四、五日だけでも汚職事件等々を中心いています不祥事件というものが報道されるわけでございます。そこで私なりにこれを整理してきょうは総理にお聞き

をしたいと思っております。

直っていない。文部省の問題にいたしましても、あるいはその他の問題にいたしましても、共通して言えることは、天下りした方々が中心になります。それも最近はいろんな組織をつくって、あるいは協議会をつくって、その名前で現役の諸君に手紙を出したりして、そういうことがもとになってのいろんな問題点が生じてきております。したがいまして、私は綱紀肃正という観点から、この天下り人事による弊害といふものについて、国会があるたんびにこの不祥事件が出され、そのたんびに今後はそういうことはいたしません、こうあなた方は警われるのですけれども、次から次とこういう問題が摘発をされてくる。こ

これは全く私は遺憾だと思うのですが、總理としてこの天下り人事といふものについてどう御判断されるのか、お聞きをしたい。

ようなことにつきましては、厳正にこれを自爾するよう規定をするというようにいたしております。最近における山崎さん御指摘のような事案が出ておりまして、私も非常にこれを遺憾に考えておるところでありまして、今後とも人事院とも十分連絡をとりながら、この天下り人事といふものを十分規制をするようになってまいりたいと、こう思つております。

○山崎昇君　そこで、人事院總裁にお聞きをしたのですが、きょう午前中文部大臣から、文部省をめぐります問題についての答弁の中で、この十一年間に三十人ほどが天下つておる、そのうち二十七名は人事院の承認を受けた人である、こういう答弁がございました。そこで私は、これだけ天下り人事によります弊害が出てまいりますというと、確かに人事院そのものは国家公務員法百三条によつて厳格に検討はしていると思うんですけれども、もはや承認されたとかされないとかではなくしに、こういう問題が出てまいるわけでありますから、私は、この国公法の百三条については再検討する必要があるのではないかどうか、こう思ひますが、人事院總裁の見解をお聞きをしておきたい。

○政府委員(藤井貞夫君)　公務員のいわゆる天下りの規制につきましては、いま述べになりましたような国公法の百三条の規定がございます。これの運用につきましては、法の精神にのつとつわれわれとしてはできる限り厳正にやっておるつもりでございます。また、国会でもいろいろ御論議がございまして、これについては法改正も從来ございました。要するに、離職前の経験等について従来の期限をさらに延ばして五年というようなことも法改正がなされたわけでございまして、この運用はできる限り厳正にというつもりでやっております。事実、法律自体の問題のみならず、この運用については、人事院としてやっぱり考え方を直せるところもございますので、そういう点からだんだん実態に応じて厳しい基準を決めてまい

つておりますて、たとえば従来放置されておった親会社——その子会社の関係では全然ないけれども、しかし親会社は相当密接な関係があるということであればやつぱりそれはいけないとか、いろいろな角度から厳正な適用についてやれるようになっております。やつておりますが、遺憾ながら、いま御指摘があったように、問題というものがその後やはり間々続出してくるというような状況でございます。

無論、これは先生も御承知のように、この規定

容的なことは和田委員が詰めましたから、私は内
容的なことは時間もありませんし触れませんが、
いずれにいたしましても、文部省一つとつてみま
しても、個人がどうしたっていうのではない。た
とえば文部省の場合で言えば、文建会といふ会を
つくって、そこから文書を現役に配って、それに
基づいて便宜を図ってくれと言わんばかりのやり
方をする。言うならば、やる方も組織化されてき
ている。これはゆるしいことではないだろうか、
私はこう思います。

そういう意味で、官庁と業界あるいは業者との
連携着というものについて、私はどうされようとき

つておりますて、たとえば從来放置されておつた親会社——その子会社の関係では全然ないけれども、しかし親会社は相当密接な関係があるということであればやつぱりそれはいけないとか、いろいろな角度から厳正な適用についてやれるようになっております。やつぱりそれが、遺憾ながら、いま御指摘があつたように、問題というものがその後やはり間々続出してくるというような状況でございます。

無論、これは先生も御承知のように、この規定は各国の經緯を、立法例を徵しましても、これは非常に厳密なやり方であると思います、日本の場合は。特にこの点はやめてからの措置でございまして、職業選択の自由の問題とかそれとの兼ね合いがあることはこれは事実でございまして、余り厳に過ぎるということもいかがかと思ひますけれども、しかし業界との癒着その他でもつて公務自体が非常に適正な運営が阻害されるということはこれはもう許せません。そういうことから、われわれはわれわれなりにこの法の適用についてさらには検討も進めておりますが、いまお話しになつた法改正の点も含めて問題点をさらに掘り下げながら、さらに内容の検討を厳正にやって結論を得たいと思っております。これは、われわれがいま言つておるのは、中長期の見直しということの一環としてもございますけれども、それにかかわらず確信を得るということになりますれば、この問題については本格的にひとつ取り組むという姿勢を堅持してまいりたいと思っております。

容的なことは和田委員が詰めましたから、私は内
すれにいたしましても、文部省一つとつてみま
しても、個人がどうしたっていいのではない。た
とえば文部省の場合で言えば、文建会といふ会を
つくって、そこから文書を現役に配つて、それに
基づいて便宜を図つてくれと言わんばかりのやり
方をする。言うならば、やる方も組織化されてき
ている。これはゆゆしいことではないだらうか、
私はこう思います。

そういう意味で、官庁と業界あるいは業者との
癒着というものについて、私はどうされようともさ
れるのか総理の見解も聞きたいし、また談合問題
とも関連しまして、先般、建設大臣は入札制度に
ついて審議会に何かお諮りをしているというふう
な新聞記事を見ておりますが、一体どういうこと
をこれからやろうとするのか、できたらもう少し
詳しく説明を願いたい。まず総理の見解をお聞き
をしておきたいと思います。

○國務大臣（鈴木善幸君） 役所と民間の企業との
癒着と、誤解を受けるような問題がしばしば指摘
をされておるわけでござります。これは役所自体
が公共事業等を扱つておるわけでございますか
ら、いやしくもそのような癒着というような疑惑
を受けないよう十分慎重に対処しなければなら
ないものと考えます。

私は、最近こういう事案が起りましたにつき
まして、閣議におきましたが、各大臣に対して、各
省庁のそういう事務を所掌しておる分野に対し
て、部署に対し厳重な指導、注意を喚起するよ
うにお願いをしておるところでございます。今後
とも、政府としてもそれを正して対処してまいり
たいと、こう思つています。

○國務大臣（齊藤滋・呉史君） お答えいたします。
いろいろと事案が出ておりまして大変遺憾に存
するところでございまして、先生御質問のよう
なことを建議していただくというような形
で御依頼を申し上げたところでございます。具体

的なことは審議会の独自性がござりますので、審議会の中でいろいろと審議していただけるものと考えておるところでございます。

○山崎昇君 每年毎年同じことが繰り返されて何の前進もないというところに私は問題があると思うのです。

そこで第三点目に、政治と行政という関係についてお聞きをしておきたいと思うのですが、私は政治が行政をリードすることについて異議を持つ申し上げているわけではありません。ただしかし、行政にあんまり政治が介入をすると行政そのものがゆがんでまいります。そういう意味で言えば、私は政治と行政という関係というのは厳格に考えておかなければならぬのではないだらうか。

ところが最近、これは主として静岡県の例が報道されているわけでありますけれども、議員に特定の業者がついて歩く、あるいは一緒に旅行する、あるいはその中で同僚に対してもういう業者を紹介するような機会を設ける等々、言うならば政治家と業界との癒着というものがまた大変大きな課題になつてゐる。それによると行政が追随をしていくといふ関係がまた出てくる。そういう意味では、私は、この政治家の介入という問題について一体総理はどういうふうにお考へになるのか、あるいは行革を進めておられます行政管理庁の長官としてこれら一連の問題についてどういうお考へを持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思うのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政府が閣議決定しました行革の基本方針の中にも公務員の綱紀の肅正ということを特にうたつております。公務員がそういうような肅正をする以上に政治家がまずやらなければ公務員が従つてくるはずはございません。そういう意味におきまして、まず政治家が戦慄々という気持ちでみずから綱紀を肅正する必要があると思います。

御指摘のようなケースが具体的にどういうケースであるかわかりませんが、いやしくも第三者から見てひんしゆく買うようなことは絶対やめておきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政府が閣議決定しました行革の基本方針の中にも公務員の綱紀の肅正ということを特にうたつております。公務員がそ

ういう意味で申し上げておきたいと思つておられます。

たために、やっぱり組織的な研修が必要ではないかという議論が前々から当事者の中からございました。そこで、いま先生もおっしゃったように、私自身もこんなことをやらなければならぬというのは、一面からいって情けないという感じはございます。ございますが、一面、また戦後のいろいろな風潮がございまして、公務員に対していくいろいろな心構えと、いうようなことを直接手とり足とり教えるという、そういう風潮が非常に薄くなっているということでも事実でございまして、そういうことがやはり汚職の発生につながるというか温床になれるという面も確かにあるわけでございます。

そういう意味では、やはり全般の風潮とは別

われも御批判は十分承知をいたしておりますて、そんな初步的なつまらぬことをやらなければならぬのは情けないなという声が続々と入っております。私自身も当初申し上げましたように、そういう感じはなきにしもあらずでございますけれども、ともかくいま汚職というようなことが大問題になつておる。それに対する防止の一環として役立てばというような微意から出でておることでございまして、その点はしばらくひとつ模様を見させていただきたい、かよううに考えております。

○山崎昇君 やらぬよりやつた方がいいといふ考え方もあるでしよう。私は新しく学校を出てこれから公務員になる諸君に公務員倫理等々の面から

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私の方は外れたよう
でござりますが、私からも御答弁申し上げておき
ます。

汚職の発生というものは、言うまでもございま
せんが、自治体にとりまして、地方自治体の信頼
を住民から裏切る最大のものでござりますから、
これはぜひ少なくする、絶滅をするという方向で
努力しなければならぬわけでございますが、その
根本はやっぱり各人の自覚だと思うのです。それ
から、総理からひとつ順番にお答えを願いたいと
思うのです。

そういう意味で、今後、公務員を監督指導する立場にある者は厳正に指導をしてまいりますと同時に、もし国民の指揮を受けるようなことが起った場合におきましては、これは厳しくその責任を問う。やはりそういう両面から、指導とそれからそういう場合におきましては厳正な処断と、そういうものが相まって綱紀の廉正、倫理の確立、こういうものができるものだと、こう思いますので、両面から今後努力をしてまいりたい、こう思っています。

○國務大臣（中山太郎君）　いま自治大臣並びに総理大臣からすでに御答弁がございましたが、総務

る、教えるというようなことも必要でございますし、同僚自身もそういうつもりになって周囲を見ていくということもやっぱり汚職防止につながるのではないかと思いますが、世間一般の風潮、社会風潮というものもあって、それが非常に希薄になつておるということは指摘ができると思うのであります。

そういう事柄の間隙を幾分でも埋めるという意味で、こういう研修自体については、取り上げること自体にいろいろ御批判もございましょうけれども、やはり一般の方からそういう御要望もございまして、やつてみて効果のはどを試してみると申しますか、試みてみることも一案ではないだらうかというようなことから、非常に具体的な事例を設けまして、これを中心に討議をしながらだんだん問題に対する意識を深めていく、そういう機会を与えようとしたのがこの研修の始まりであつたわけでございます。いまのところは指導者、地方でもつて研修所等で講義をする、また研修に当たる、そういう当事者を、責任者を集めましてやっておりますが、このパンフレット等も直すべきは直して、自信が持てれば一般の教材にも使っていただきたいということです。

問題は、やっぱり効果が上がるかどうかといふことでございまして、見方によりましては、わざわざ

われも御批判は十分承知をいたしております。そんな初步的なつまらぬことをやらなければならぬのは情けないなという声が続々と入っておりました。私自身も当初申し上げましたように、そういう感じはなきにしもあらずでござりますけれども、ともかくいま汚職というようなことが大変問題になつておる。それに対する防止の一環として役立てばというような微意から出ておることでございまして、その点はしばらくひとつ模様を見させていただきたい、かよう考えております。

○山崎昇君 やらぬよりやつた方がいいという考え方もあるでしょう。私は新しく学校を出てこれから公務員になる諸君に公務員倫理等々の面からそういう研修ということは必要だとは思ひます。いまやられております、あのテレビで映った方々を見れば、相当頭の白いような人もおられますしね。言うならば、官庁でいえばもう分別盛りもいいところですね、そういう方々が改めて集まつて、そして一ヵ所に集められていま總裁の言ひようなどをやられなければ、この汚職事件がなくならないとは全く情けないと思ひます。私自身も。そういう電話でいっぱいですね、直に申し上げまして。しかし、いまやられているわけでありますから、せつかくの効果を上げてほしいと私は思います。

そこで總理、私はいま幾つかに分けてお聞きをしてまいりまして、私は内閣委員会が長いために、綱紀の肅正という問題はずいぶん議論した一人であります。あるいは具体的にこういう場合ははどうう出したり、あるいは具体的にこういう場合はどううだという報告を求めるような通達も出したり今日までやられているわけなんですが、一向にそれが実が結ばないんですね。そういう意味で言うならば、ひつくるめまして、今後この綱紀の肅正といいますか、そういうものについてどういうふうに総理としては指導されていくのか。またあわせて、これはあるいは臨調でも議論になるのかとされませんけれども、あるいはこれは行政管理庁の職ということもあるでしょうかけれども、私はほ

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私の方は外れたようではございませんが、私からも御答弁申し上げておきます。

汚職の発生というものは、言うまでもございませんが、自治体にとりまして、地方自治体の信頼を住民から裏切る最大のものでござりますから、これはぜひ少なくする、絶滅をするという方向で努力しなければならぬわけでございますが、その根本はやっぱり各人の自覚だと思うのです。それからまた、団体の長がその心構えをもつて常時この点についての認識を深めていくことと、それから職場の長が職場に対しまして常にこの点についての注意を行つて、そしておかしい者があればこれは率直に注意をしていくという、そういう体制が確立することが一番重要なと思っております。

その職場の長が職場の者に對していろいろ注意を与えていくということがどうも戦後少なくなつたと思います。この点は、いま人事院総裁からお話をありました点もその点において私はうなづけられる点があるわけでござります。しかし、何にいたしましても団体の長がこの問題を真剣に、一度だけじゃだめですから、常時この問題について認識を深めるように努力をするということが根本だらうと思つております。自治省といたしましては、目下の情勢から申しまして、こういう点について常時認識を深めるために団体の長に對しまして警告を發していきたい、こう思つております。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、行革の一つの重要な点は、公務員が国民への奉仕者といたしまして眞に国民の皆さんから信頼を得るようにしなければ、行政運営は正しくこれを運営することができぬわけでございます。行政改革の一つの大きくて柱はやはり綱紀の肅正、公務員の倫理の確立、こういうことでなければならぬと、こう思ひます。

そういう意味で、今後、公務員を監督指導する立場にある者は厳正に指導をしてまいりますと同時に、もし国民の指弾を受けるようなことが起つた場合におきましては、これは厳しくその責任を問う。やはりそういう両面から、指導とそれからそういう場合におきましては厳正な処断と、そういうものが相まって綱紀の肅正、倫理の確立、こういうものができるものだと、こう思いますので、両面から今後努力をしてまいりたい、こう思っています。

○國務大臣(中山太郎君)　いま自治大臣並びに総理大臣からすでに御答弁がございましたが、総務長官といたしましては、綱紀の肅正はもとよりでございますけれども、大半の公務員はまじめに公務に従事していると私は信じております。ごく一部の不心得な者が問題になる、そういう問題については厳しく処断をしてまいることが国民に対する政府の責任であろうと、このように考えております。

○山崎昇君　いま総理から決意が述べられましたが、私は最近ずっと見ておりましても、事故を起こしておりますのはほんと課長補佐クラス以上なんですね。若い諸君はそんな事故を起こしておられますから、厳正な処分、もちろん重要でありますけれども、やはりそこの事務の扱い方等もあわせさせてこれは検討されなければ直つていかないのじやないだらうかというふうに考えますので、申し上げておきます。

それからもう一つは、これは私は同じ参議院の同僚議員でありますからあんまり触れたくないといふ気持ちもありますけれども、多くの報道がなされておりますから、政治資金の問題と関連をして、大変本人にはお氣の毒でありますけれども、塚田議員のお許しもいただきたいと思うのですけれども、塚田議員の最近の問題点を見ますとい

第一に、この塚田さんの記者会見の模様を見ます
といふと、地方区でありますけれども、昭和四十九年の選挙で四億円の金がかかった、その後始末に大変金が要るのいろいろなことをやつた。しかし、それがなかなかうまくいかなくて、結局はいろんな手形の乱発等をやりまして、いま歳費そのものが押さえられているという現状にある。

一番その顕著な制度として改革を求められております参議院の全国区制度、この問題につきまして御検討をいただいておるところでございます。この問題は各党においてそれぞれ御検討をいただいておる問題でござりますが、こういう選挙制度も私はぜひ国会の各党各会派におきまして御検討をいただきたいと、こう思います。

うと大蔵省に都合の悪いことは一つもなかった。各官庁から出てきたものを見るといふと、これは大蔵省の悪口ばかり言う。こういうことが、歷然とここに書かれているわけです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 次の臨調答申が来るわけでありますから、われわれにも十分審議できるような資料の提出を全般的にこれはお願ひをしておきたいと思うのですが、その点は経理からお聞きをして、時間が過ぎましたから私の質問を終わっておきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) ます、大蔵省がつくったということはありません。これは臨調に事務局がありまして、各省庁から優秀なスタッフが来

たが、またこの人の電話番号を記憶しておいた。そこで、月三百二十万程度かかる政治費用は何とか調査をしてやつておりました。政治活動には支障がありませんと、こう言つているようでもあります。四億の金をかけて選舉をして、そしてその負債のためにいろんなことがあります。起きて、自分の材量もある程度整理しながら、

それでもなおかついかなくて歳費を全部押さえられて、その上で毎月三百万から四百万の金をどこからどう集めてくるのか知りませんけれども、それで政治活動をやる。こういう政治家の姿勢を見限り、幾ら先ほど中山長官から厳正に処断をいたしますと、公務員だけ大きな声でどなつてみても私は効果がないのじやないだろうか。
そういふ意味では、この選舉のあり方、政治資本

が多々あるうかと思ひますので、国会におきましても御努力をいただき、政府もこれに協力してまいりたいと、こう思つています。

○山崎昇君　もう私の時間もなくなつてしまひましたから、少しくこの臨調についてお聞きをしようと思つておつたのですが、改めてこれはやらせてもらいたいと思うのです。

ただ最近、臨調の専門委員をやつておられる方

金のあり方、そういうものにもこの際総理として
メスを入れなければ、なかなかこの種の問題とい
うのは私は直つていかないのじやないんだらうか
と思います。言うならば、政治家が真っ先に姿勢を
を正さなければいかぬのではないか。そういう意味で、いまこの塚田さんの問題が出ておりますか
ら、大麥塚田さんに申しわけありませんけれども、
この塚田さんを題材にしていま選挙の問題等
に触れたのですが、この点について總理の見解を
聞いておきたいと思うのです。

○國務大臣(鈴木幸君) 政治に金がかかる、特
に選挙に大きな金がかかる。これが政界をとくろ
混迷ならしむる要因になつておりますことは御指
摘のとおりでござります。私は、そういう意味で
金のかからない選挙制度ということをぜひ実現す
たいものだというような考え方方に基づきまして、

方がいろんな雑誌なり座談会なりあるいは本等を出版されております。私もできるだけそういうのを読ましてもらつておるのでですが、いまここに持つておりますのは、これは「日本の未来」というタイトルの本でありまして、座談をやられておりますのは加藤寛さん、猪木正道さん、関嘉彦さん、土屋清さんであります。そして、臨調の問題について加藤さんと土屋さんが触れておるわけですが、もう時間ありませんから一点だけ私は行管庁長官に申し上げてみたい、と思いますのは、加藤さんの話によりますといふと、行財政改革という名前でなければ官庁は資料を出さないと、いふんですね。そして、行財政改革だと言つたので、大蔵省はその辺に見当たらぬようならば、新しい資料を出してきたという。ところが、各官庁も出してきたけれども、大蔵省の資料を見るとい

に財政の財の字がなくなつて行政改革という答申になつた。だから、社会党が最初から、今度の第一次答申というのはこれは行政改革ではない、政府の財政政策の後押しではないかといふ批判をしてきたのですが、いみじくも加藤さんがその旨を言っております。そして、重ねて土屋さんの著書によりますと、この第一次答申の下書きは大蔵省が書いたと書いてあります。だから大蔵省が資料を出して、大蔵省が原案をつくって、そして答申の直前に財の字を削つて行政改革という答申をして、いまの臨時答申という形になつたと書かれています。私はきわめてこれは遺憾だと思うのです。私どもには資料がないのです。そこで最後に、時間が過ぎましたから行管長官

用語であると私は思ひまして、臨時行政調査会ができました本旨は行政にあると、そら考えておりました。

と大蔵大臣に要望したいのですが、この土屋さんが述べておりますように、そこら辺にないぐらいの大蔵省が資料を出したというんですから、この資料を国権の最高機関であります国会にも出してもらいたい。それから各官庁で出されました重要な資料もわれわれに出してもらいたい。その上でわれわれにも行政改革どうあらねばならぬかといふ討論に参加さしてもらいたい、こう思うのですが、まず、大蔵大臣と行管長官に出すように私は要請をしたいのですが、お答え願う。

最後に、総理、これがいま臨調に参加されていふ方々の言つていることなんです。そういう意味でいうと、私は、何でも最近は臨調が万能の神みたがいいなことを言われておりますが、そうではないので、ということをこの方々が言つておるわけであつ

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大蔵省は積極的にいろいろなができるだけの御協力はしてきたと、それは事実でしょう。しかしながら、どこにも出したことがない資料を出したとか、そういうことはナーバーな表現であって、見たことのない資料が出てきたという意味ではないかと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、行政の改革と行政の立て直しというのは、これは表裏一体のものだ、不可分のものだと、こういう認識を持つておるわけでございます。と申しますことは、納税義務者である国民の立場からいたしますと、自分らが負担をしたもののが最も効率的にむだのないように使つてほしい、これが国民の皆さんのお願いです。そしてこれが行政水準を落とさないように効率的に行つてほしい、これが国民の皆さんのお願いです。こう思うわけでございまして、そういうふうに思

○國務大臣（錦木幸宰君）　政治に金がかかる、特
　　聞いておきたいと思うのです。

革という名前でなければ官庁は資料を出さないといふんですね。そして、行政改革だと言つたのでも、大蔵省はその辺に見当たらぬようなすばらしい資料を出してきたという。ところが、各官庁も出してきたけれども、大蔵省の資料を見るといふ

と大蔵大臣に要望したいのですが、この土屋さんが述べておりますように、そこら辺にないぐらいの大蔵省が資料を出したというんですから、この資料を国権の最高機関であります国会にも出してもらいたい。それから各官庁で出されました重要な資料もわれわれに出してもらいたい。その上でわれわれにも行政改革どうあらねばならぬかといふ討論に参加さしてもらいたい、こう思うのですが、まず、大蔵大臣と行管長官に出すように私は要請をしたいのですが、お答え願う。

最後に、総理、これがいま臨調に参加されていふ方々の言つていることなんです。そういう意味でいうと、私は、何でも最近は臨調が万能の神みたがいいなことを言われておりますが、そうではないので、ということをこの方々が言つておるわけであつ

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大蔵省は積極的にいろいろなができるだけの御協力はしてきたと、それは事実でしょう。しかしながら、どこにも出したことがない資料を出したとか、そういうことはナーバーな表現であって、見たことのない資料が出てきたという意味ではないかと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、行政の改革と行政の立て直しというのは、これは表裏一体のものだ、不可分のものだと、こういう認識を持つておるわけでございます。と申しますことは、納税義務者である国民の立場からいたしますと、自分らが負担をしたもののが最も効率的にむだのないように使つてほしい、これが国民の皆さんのお願いです。そしてこれが行政水準を落とさないように効率的に行つてほしい、これが国民の皆さんのお願いです。こう思うわけでございまして、そういうふうに思

に財政の財の字がなくなつて行政改革という答申になつた。だから、社会党が最初から、今度の第一次答申というのはこれは行政改革ではない、政府の財政政策の後押しではないかという批判をしにきました。ですが、いみじくも加藤さんがその旨を言っております。そして、重ねて土屋さんの著書によりますといふと、この第一次答申の下書きは大蔵省が書いたと書いてあります。だから大蔵省が資料を出して、大蔵省が原案をつくつて、そして答申の直前に財の字を削つて行政改革という答申をして、いまの臨時答申という形になつたと書かれています。私はきわめてこれは遺憾だと思うのです。私どもには資料がないのです。

そこで最後に、時間が過ぎましたから行管長官

でそれらが合議し、そして委員がおつくりになつたのが今度の草案でありまた案であります。

第二に、財政の財が抜けたということは当然であります。行政調査会の仕事は行政機関及びその機能というのが主務であります。財政というものは政治家が内外の状況を見て加えた言葉で、政治用語であると私は思いまして、臨時行政調査会ができました本旨は行政にあると、そう考えておりました。

資料につきましては、実に膨大な資料が来ておるのであります。出せと言われてもとても、十畳あるいはもつと大きな部屋いっぱいになるぐらいのものが来ておるので、その中でどれが欲しいのかおっしゃつていただければ御協力申し上げたい。

ようと大蔵省に都合の悪いことは一つも聞いておりませんから、それでこの著書によりますといふと、それまでは行政改革に対する答申がどうなつておつたのが、それが二十三時五十分に原案ができて、わずか十分ぐらいの間に財政の財の字がなくなつて行政改革という答申になつた。だから、社会党が最初から、今度の第一次答申というのにはこれは行政改革ではない、政府の財政政策の後押しではないかという批判をしてきたのですが、いみじくも加藤さんがその旨を言っております。そして、重ねて土屋さんの著書によりますといふと、この第一次答申の下書きは大蔵省が書いたと書いてあります。だから大蔵省が資料を出して、大蔵省が原案をつくつて、そして答申の直前に財の字を削つて行政改革という答申をして、いまの臨調答申という形になつたと書かれています。私はきわめてこれは遺憾だと思うのです。私どもには資料がないのです。

そこで最後に、時間が過ぎましたから行管長官と大蔵大臣に要望したいのですが、この土屋さんが述べておりますように、そこら辺にないぐらいたる大蔵省が資料を出したといふんですから、この資料を国権の最高機関であります国会にも出してもらいたい。それから各官庁で出されましたが、資料もわれわれに出してもらいたい。その上でわれわれにも行政改革どうあらねばならぬかといふ討論に参加さしてもらいたい、こう思うのです。

まず、大蔵大臣と行管長官に出すように私は要請をしたいのですが、お答え願う。

最後に、総理、これがいま臨調に参加されていふ方々の言つていることなんです。そういう意味でいうと、私は、何でも最近は臨調が万能の神みたることを言つておりますが、そうではないのをいいなことを言つておりますが、だといふことをこの方々が言つておるわけであり

そこでまた、七月の九日に答申案がまとまつたそうです。ありますが、これは加藤寛さんのこの著書によりますといふと、それまでは行政改革に対する答申がどうなつておつたのが、それが二十三時五十分に原案ができて、わずか十分ぐらいの間に財政の財の字がなくなつて行政改革という答申になつた。だから、社会党が最初から、今度の第一次答申というのにはこれは行政改革ではない、政府の財政政策の後押しではないかといふ批判をしてきたのですが、いみじくも加藤さんがその旨を言っております。そして、重ねて土屋さんの著書によりますといふと、この第一次答申の下書きは大蔵省が書いたと書いてあります。だから大蔵省が資料を出して、大蔵省が原案をつくつて、そして答申の直前に財の字を削つて行政改革という答申をして、いまの臨調答申という形になつたと書かれています。私はきわめてこれは遺憾だと思うのです。私どもには資料がないのです。

そこで最後に、時間が過ぎましたから行管長官と大蔵大臣に要望したいのですが、この土屋さんが述べておりますように、そこら辺にないぐらいたる大蔵省が資料を出したといふんですから、この資料を国権の最高機関であります国会にも出してもらいたい。それから各官庁で出されましたが、資料もわれわれに出してもらいたい。その上でわれわれにも行政改革どうあらねばならぬかといふ討論に参加さしてもらいたい、こう思うのです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大蔵省は積極的にいろいろなできるだけの御協力はしてきたと、それは事実であります。しかしながら、どこにも出したことがない資料を出したとか、そういうことはない。いのものが来ておるので、その中でどれが欲しいのかおっしゃつていただければ御協力申し上げたいと思います。

資料につきましては、実に膨大な資料が来ておるのでありますし、出せと言われてもとても、十畳あるいはもつと大きな部屋いっぱいになるぐらいのものが来ておるので、その中でどれが欲しいのかおっしゃつていただければ御協力申し上げたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、行政の改革と政の立て直しというのは、これは表裏一体のものだ、不可分のものだと、こういう認識を持つておるわけでございます。と申しますことは、納税である国民の立場からいたしますと、自分らが負担をしたものが最も効率的にむだのないようになります。これが行政水準を落とさないように効率的に使ってほしい、これが国民の皆さんのが願いであります。こう思うわけでございまして、そういうう

○**委員長**(玉置和郎君) 玉置和郎君。私は人事院勧告につきましてお伺
味で財政の改革、私はそういうやうやいな認識でこれに取り組んでおるところでございます。

○國務大臣（吉澤喜一君） 紹与関係閣僚会議をま
いるのか、最近新聞に掲載されている分であると
おりなのか、そういう点も含めてお願ひします。

ます。さらに、人事院制度の改正ということは、現在のこの安定した国家公務員、あるいは労使関係、労使慣行に対する根本的な改革を意味するこ

改正すべきものであると考えております。

二
の
日
よ
う

○**峯山昭範君** 私は人事院勧告につきましてお伺いをいたしたいと思います。

だ開いておりませんし、財政当局の財源等との關係もございますので、正式にこういう内容ということを申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じますけれども、一般に、わが国の報道はこういう場合にかなり正確であるというふうに承知をいたしております。

○峯山昭範君 それでは、かなり正確であるとい

のであると思うと、
政府は、実際問題として、この労使問題に對する認識についてどういふに考へてゐるかといふ問題が一つ。それからこの人事院制度そのものについては、私は今回の臨調の審議の中にこの人事院制度そのものがかかるつてゐるのかどうかちょっとわかりませんが、この問題について現在の所

本の社会の發展のために大きな貢献を果たしてきたことは国内のみならず世界でも評価をされている。こういう中で人事院制度というものの持つ意味というものは、私は労働基本権の代償機関として十分その機能をこの十年間果たしてきたと思う。ただ、人事院制度が法律のもとに独立機関として存在する限りにおいては、人事院の

○國務大臣（高澤宣一君）　年末に差額の支給がで
ましよう。
与關係の閣僚會議はこれは当然開かなければいいけ
ないと思いますが、これはいつ開く予定でござい

てあるのと、おもて思ひます。そんからいわれながら、
らないと思ひますが、これは人事院総裁、総裁に
きょうお答えいただかなくともいいわけですが、
総裁は当委員会で何回もこの人事院勧告の問題に
ついて発言をしておられます。特に当委員会で

うこと、それから現在、総務長官を担当の大田さんですが、この問題につきましてはもう十年來完全実施ということでそれぞれの総務長官がかりで死になつて取り組んでこられたわけでございまが、この人事院制度の問題、そして現在まで実

の哲学でなければならぬと考えておられますけれども、このいわゆる社会情勢の変化の中であらゆるもののがどのように次の時代に対処するための組織變更をやるかということについては、臨時行政調査会等においての御意見も皆さま、最終的には

○峰山昭範君 紿与關係法案につきましては、当
きますように、そのためには国会で法案の御審議
を仰がなければなりません。相当時間がかかるこ
とでございますので、できるだけ早く閣僚會議を開
きたいとただいま考えております。

も、本年の人事院勧告が提出されて二カ月近くになつても、いかに明確になつていなかつても、い、宙ぶらりんの状態にあることはまことに遺憾である、速やかに勧告どおり実施していただきたいと、こういうふうに所信を述べておられます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 人事院總裁がその上で、いろいろな問題等を含めまして、どういうふうにお考えになつていらっしゃるかと、いうこと、それぞれの大臣からお考えをお伺いしておきたいと思います。

○峰山昭範君 総理から一言。内容については具體的には言えないと思いますが、先ほど官房長官の場において決定されるものであろうと私は考えております。

然これも閣議決定等の手続が要ると思いますが、これからいろいろな手続ですね、これは官房長官、再度法案等の関係も含めましてお願ひします。

それと同時に、これは總理にも、あるいは中曾根長官にも多少關係がありますが、今回これが私たちは完全実施を要求していただわけであります。が、官房長官がおつしやった新聞の報道によりますと、六月二三日から、は調整三日目を経つ、四月

うにおしゃっておられることは、人事院統一の立場として当然のことであり、かつた公務員の諸君はそれで非常に人事院を信頼するお気持ちにもなつていらっしゃるし、それで行政制度が安

から答弁がありました。これを見て、われわれとしてはそういうふうに理解していくかということを総理から一言。

いう範囲の中で給与関係開墾会議を開き、その決定を閣議で承認をする、そういうことにいたして、その上で法案の起草にかかりたいと考えております。

り込みかかるわけではありません。昭和四十五年以來実施されてまいりました完全実施が今回から崩れることになるわけであります。そういうふうな意味ではこれは非常に重大な問題であると私たちは認識をいたしております。人事完結券はこういうう

ういう点については深く思いをいたしておかなければならぬと思つております。しかし、他面、國家の財政問題というものはまた別の次元から政治的に迫ってきておりまして、結局は法律であるといふ最高裁判所の判決やあるいは貴官等によく参考

同時に、いま厳しい財政事情下において政府がその勧告の趣旨をどのように生かしていくかということであらゆる角度から検討をいたしたところでございます。その結果、先ほどお見解として御

委員会でも、人効につきましては誠意をもつて努力をしている、あるいは完全実施ができるよう努力をしていると、そういうような答弁が何回かあつたわけあります。それで、先ほどこの勧告の問題について総理から発言がありました、中身については新聞報道では大分出でておりますが、これは総理からお答えできなければ官房長官からで結構ですが、中身についてはどういうふうになつて

ことをしょっちゅうおっしゃっているわけです。現在の人事院制度、人事院の勧告制度が存する限りは、政府はこれを尊重してもらわなければ困る、完全実施していただかねばならない、それと同時に総裁は、政府が勧告を直切らうとするならば、まず国家公務員法を改正して人事院制度そのものを改めてからこの直切るという話を申していくだけだといふと、こういうふうにおっしゃつております。

て、その間を適切に処理していくのが政治の任務である。そういう意味におきまして、先般来るいろいろな各党を交えての御協力やら政府の苦労、あつたのである、そう心得ております。それから臨調には聖域はございません。人事院も大きい意味では行政各部の内部の一つの機関ございまして、当然臨調の検討の対象になるものであり、必要あらば、また改正すべき点があれど

答弁申し上げたところでございます。私はこの趣旨に基づきまして、できるだけ早い機会に給与関係閣僚会議を開きまして、具体的な内容を整えまして、そして国会に御提案をして、年内にこれが支給ができるようにならしたい、このように考えておるわけでございます。先ほど官房長官から大体手続その他につきましても申し上げたとおり運んでまいりたい、こう思つております。

は今回のレーガン大統領の軍縮に関する声明、これを念頭に置きながら、ブレジネフ・ソ連書記長がショミット首相との間におきましたあのよろな前向きの発言をしたということは、私は大変意義のあることであり、この米ソ両国の首脳会談において実りのある結論が出ることを強く期待をいたしておりますところでございます。

○馬場富君 アメリカのレーガン大統領の提言については、非公式ではございますが、米ソ間で水面下で何回と交渉の結果があのよろな提言となつたと、こういうように私は情報を得ておりますが、世界が米ソ間の緊張問題についてはかなり積極的な態度をとつておるわけでございますが、日本政府もやはり的確な対応を示していくべきやならぬというのが米ソ間の、また日本とソビエトとの関係ではないかと、こう思うわけでございます。

そういう中で、いま総理から説明ございましたが、九月の国連総会で外相会議が持たれた。その後両国間の関係改善のための話し合いが行われてゐるかどうかといふことと、今日ソノ事務レベルの会議再開への見通しはどうなつておるか、また、場合によつては外相の訪ソによる日ソ外相会議を考へておるかといふ問題等、かつて一九七三年に田中総理が訪問した、それ以後十年間の空白がなされております、そういう日ソ間について、何がしかここで両国間の外交のためにも、こういう会議等がスケジュール的に持たれながら進めるべきじやないかと、こう考えるわけでございますが、この点について御答弁願いたいと思ひます。

○國務大臣(園田直君) 御発言のような趣旨で、日ソの間で話し合いをやろうということで合意を見たわけであります。そこで、どのようにして話し合いをするか。まず外交ルートを通じてお互いに意思を通じながら事務レベルの会議を開いて、その結果によつては外相会議と、こういうこともあるではないかといふことで意見が一致をし、その後両方からいろいろ

打診はしておりますが、まだ事務協議の段階にまいったおりません。

御承知のことく、日本とソ連の間はさわめて隣国で、話し合うことは必要であります。この中題がありますので、会議をする、話し合いをする、その議題は何にするか、こういうことで、両方が非常に慎重にやつておるということが少しあります。それが実りのある首脳会議になります。

○馬場富君 最後に総理に、外務大臣から答弁をいただきましたが、日ソ間の関係といふのは、やはり日本のこれから平和外交のためにこれは外交であると、こう思うわけでございますが、こういう点についての窓口を常に開いておくということが基本的な考え方でなければならぬ。だから、いろんな状況や関係性や北方領土の問題がございますけれども、これはこれとして、接触を保つていくことに平和外交の意味があるのでないかと、こう考えるわけでございますが、総理のそ

の点に対する見解をお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) ソ連はわが国にとりまして非常に重要な隣国でございます。日ソの眞の友好関係の確立、これはアジアの平和だけではなく、世界の平和と安定にとって非常に私は大事な外交である、このように考えております。したがいまして、いま外務大臣から申し上げましたように、日ソの対話を進めていこう、絶えず窓を開いて話し合いの道を続けていこう、こういうことで各級レベルの会議、交渉、あるいは話し合いを積み重ねまして、そしてそういう条件が整つた場合における話し合いを粘り強く進めて、建設的にこの話合いを進めていきたいと、こう思つておりますが、いまのところ、いま申し上げたように、各レベルにおける話合いを粘り強く進めて、建設的にこの話合いを進めておりますが、いまのところは完全実施する事が政府の責務であります。当時政府は、今後は財政の理由によって値切るようなことはないと、国会でも明確にお答えになつております。したがって、本来人事院勧告は完全実施してきたのであります。当時政

理も行かれました。そういうよろなことで、両方の、両国の首脳が将来においてやはりこれは話し合つていくことが大切だと思いますが、総理はそのよろな考え方が将来的にあるかどうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) いま申し上げたように、各級の話し合いを積み重ね、また外相会議等もやりまして、そして私は実りのある首脳会議が、大体めどが立つた場合におきましては、ぜひ日ソ首脳会議を開きたい、このように考えております。

○委員長(玉置和郎君) 神谷信之助君。

○神谷信之助君 人事院勧告問題について、総理並びに人事院總裁にお伺いしたいと思います。先ほど人事院勧告問題では総理の御回答がありましたが、これは閣議などの手続がまだ終わつていません。これは新聞報道が真実にないわけで、したがつて中身は新聞報道が真実に近いという官房長官の話がありました。私どもは昨日の与野党の国対委員長会談で自民党的側から大筋は承つております。したがつて、後もう国で議論をするということはありませんから、それに基づいて若干議論をしたいと思うのです。

人事院勧告制度は、公務員労働者の労働基本権を規制するという政府の不当な措置の代償措置として設けられたものであります。これは総理もお認めになると思うのですが、にもかかわらず、この勧告は長期にわたつてしまは完全実施されませんでした。この中で、粘り強い公務員労働者の闘争は、それから国民世論の支持の中での勧告は、年以來完全実施されてきました。当時政府は、今後は財政の理由によって値切るようなことはないと、国会でも明確にお答えになつております。したがつて、それから公務員労働者の責任を果たし得ないとするならば、当然スト権を抑えるべきだと思うのです。しかるに、臨調答申の抑制方針を受け入れて期末手当などを旧ベースにまで、臨調の方では人事院あるいは勧告制度、こ

うことについて、わが党は断固反対であります。そこで、まず人事院總裁にお尋ねをいたしますが、人勧の内容については、二十年代はその内容を自体を変更して実施をするという時代がありました。三十年代になりまして、ほんんど勧告の内容はそのまま、実施時期がずれるという時期がありました。その時期がずれるということ自身問題であります。

○國務大臣(鈴木善幸君) 人事院としては、物価水準及び民間格差等を踏まえて、公務員の給与のあり方について責任を持って調査をし、勧告をしました。そういう人事院の立場からするならば、この期末手当あるいは調整手当などに対する切り込みといいますか、旧ベースに抑制するという点についてどうぞお考えか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(藤井貴夫君) 政府側からも繰り返し御答弁がございましたように、まだこの取り扱いについての正式の決定がない段階でございます。したがいまして、具体的な問題について私からいろいろ申し上げることは差し控えさせていただきたく、というふうに思います。

ただ、いま御指摘もございましたように、人事院のやります給与の勧告というものは、一つのパックと申しますか、一つ一つ取り出して、この部分はどうであるか、この部分の取り扱いはこうであるかということではなくて、ワンペックとしてこれはやつていただくということが、これがわれわれの趣旨でございます。そうではないと全体としての齊一性が保たれないという方針で從来もやってまいりました。今回もその点は同様でござります。したがいまして、取り扱いについては、特別給あるいは調整手当等についても、われわれの立場としてはやはり申し上げたとおり完全実施をお願いしたいと、これは従来から繰り返し申し上げておりますわれわれの念願であるといふ点については変わりがございません。

○神谷信之助君 次に、同じく總裁にお伺いしますが、スト権奪還といいますか、スト権を返してもらいたいという労働者の要求を踏みにじつたままで、臨調の方では人事院あるいは勧告制度、こ

の見直しが検討されているようですが、これについての見解をお聞きしておきたいと思うのです。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻、行管長官からも御答弁がございましたように、臨調におきましては行政組織その他について一般的に審議する権能を与えておるようございまするので、したがつて私自身も人事院制度自体についてはこれ絶対手をつけてはならぬ聖域だというふうには思つております。自由な御論議が恐らくなされません。

ことは、それ 자체としては結構な話でございま
す。ただ、その時点においてわれわれはどういう
態度でどういう物の申し方をするか、これは別問題
でございまして、それはそのときのことである
というふうに申し上げざるを得ないわけでござい
ます。したがつて、われわれはわれわれなりに對
処してまいりまするし、少なくとも現行制度とい
うものがあります限りは、この制度の趣旨とい
うものに従つて、日常の行動といふものはそのまま
従来どおり続けてまいるという基本的な線には毫
わりはございません。

○神谷信之助君 そこで總理にもお伺いします。
今日、公務員労働者はスト権を奪われながら、そ

ういう状況の中で、先ほど総理は勧告の趣旨を最大限に尊重するというようにおっしゃつておられます。しかし、先ほど言いましたように、自民入党側からお伺いをしておる内容で言いますと、これは人事院勧告を完全に実施していない、そういう内容である。私はそういう点で政府の重大な義務違反だというふうに思うのです。また、公務員賃金というのは、生産者米価やあるいは恩給あるいは生活保護基準などを初め、三千万を超える国民生活に大きな影響を及ぼすものであります。しかも、その点ではきわめて重大な内容を含んでおります。

そこでお伺いしますが、今後も財政事情によつては人事院勧告を完全実施しないということがあつたということなのかどうかという点が第一点。第二点は、調整手当据え置きということは、いま

総裁からもありましたが、全体としてワンパックであると、それは民間賃金とも比較し、それに準拠しながら、そして公務員賃金の基準というものの

を勧告されている。こういう点からいきますと、こういった民間準拠という考え方をも崩してしまって、ということになるとと思うのですが、この二点について御所見を開きたいと思います。

をあくまで尊重をいたしてまいりたい、こう考へておられます。そして、この人事院から出ましたとこらの勅告につきましても、これを最大限に尊重して実施してまいる考へでござりますが、しかしながら一方におきまして、財政事情その他から言つて、残念ながらそれを一〇〇%できないという場合におきましては、そういう事情を具して給与法案として国民の代表である国会の御審議をお願いをして、国会の御承認をいただいてそのような措置をとると、こういうことに相なるわけでございります。私は、最終的にはやはり国権の最高機関である国会の御判断でこれが決定するものであると、このように考えます。しかし、申し上げますが、

成金、これにメスを入れるならば、人効の完全実施はもちろんのこと、本法案によつて国民生活に犠牲を強いるようなこと、これさえする必要はない

いと、こう指摘をしているわけであります。したがつて、私は本当に国民の生活を守るというところに政治の要諦、かなめを置くならば、わが党が主張するように軍事費あるいは大企業に対する補助金、助成金にメスを入れる、そういう立場からこの法案を撤回をすべきだと思うのですが、この点が第一点。第二点は、まだ最終的に閣議決定の

手続は経てないわけですから、この点では完全実施をぜひ実現するというそういう決意はないのか。この二点を改めてお伺いしたいと思います。

○國務大臣（鈴木善幸君） 日本共産党的御主張である、防衛費を削つてもこの人事院勧告の完全実施をすべきだということは何遍も耳聴いたしておりますが、しかし私どもは、国民の安全を考え、国家の安全保障、独立を考える観点からいたしまして、必要最小限度の防衛費の整備というものは必要である、こう考えておるわけでございまして、この点は共産党さんと考え方を異なるものでございます。

それからまたこの完全実施の問題につきまして

では、従来の慣行に従い、労使交渉によって円満に解決が図られるよう期待するというようにおっしゃっていますが、今回の政府のいわゆる人勧に

○國務大臣(鈴木善幸君)　先ほど御答弁を申し上げたとおりでございまして、労使間の団体交渉に於ける問題は、二公社五事業の交渉を拘束しないことによる明言できると思いますが、いかがですか。

○委員長(玉置和郎君) 柄谷道一君。
○柄谷道一君 昭和四十八年四月二十五日、最高
裁大法廷が行いました判決、これについて私は時
間の関係から多くを語る必要はないと思います
が、その判決は、中央人事行政機関として准司法
機関的性格を持つ人事院制度により、公務員は第
一回の権利に対する制限の代償として生活権擁護の
保障を受けていることが基本権制約を合法とする
柱になっているという点に留意しなければならな
いと、こう思うわけでございます。総理は、最大
限に尊重と、こういう表現は使われましたが、宗
教に尊重という表現は使われておりません。
そこで、冒頭、この最高裁大法廷判決というう
ち

今回のこととは本当に異例の措置でございます。今は私は、人事院の勧告というものを最大限に尊重するというその精神で今後の取り扱いはやつていかなければいけないものと、このように考えます。

○神谷信之助君 民間準拠の問題が抜けているんですけど、もうこれはいいです。

いま總理はやっぱり完全実施ができるない理由の一つに財源問題を挙げておられます。しかし、士体給与改定分ですね、これは從来ですと5%分を予算化をしていたわけです。ところが、これをどうしはあるて一%しか計上しないで、そして不平額を不当に大きく見せて、そういう政府のやり方こそ私は問題だと思うのです。かつ衆参の審議を通じて一貫してわが党は指摘をしてまいりましたが、軍事費とそれから大企業に対する補助金、助

は、先ほど山崎さんにも御答弁を申し上げたような趣旨で、給与閲覧会議において十分検討いたしましたして、法案として次期国会の冒頭に御提案を申し上げて国会の審議をお願いしたい、こう思つております。

○神谷信之助君 時間ですので最後にいたしますが、行革法案反対の請願がわが党に対しても寄せられただけでもすでに四百五十万に達しております。したがつて、この国民犠牲の今回の行革に対する反対のうねりといふものは、私は今後さらに大きなものになるであろうということを申し上げておきたいと思います。

もう一つ、期末手当に切り込んだこの政府方針が明らかになつてしまりますと、三公社五現業のボーナス交渉に私は影響するおそれがあると思うのです。この問題について、先ほどの総理の見解

○國務大臣(錦木幸春君) 私は、最高裁の判決の御趣旨といふものには十分政府としてもこれをわきまえておるつもりでございます。人事院の勧告は、これは非常に重いものである。この趣旨を私どもは最大限に尊重し、誠意をもつてその実行に当たる、こういう考え方には変わりはございません。これは最高裁の下した判決の御趣旨に沿うものであると、このように考えます。

○柄谷道一君 人事院總裁にお伺いいたしますが、私は行政の改革は本年度第一歩、緒につたばかりだと思います。本格的な行政の改革が明年度以降臨調から答申されるわけでござります。本日、私は大蔵大臣に五十七年度の歳入歳出について御質問いたしましたが、きわめて厳

い情勢にあるという大臣の御認識でございます。私は、財政事情によつて人事院の勧告といふものが左右される、それが明年も明後年も、さらにその次の年もこういう現象があらわれてくるということであると仮にするならば、人事院制度そのものを形骸化するおそれがあるのでないか、このように思うわけでございます。人事院総裁として、今後も勧告を行われるわけでございますが、その勧告に対する姿勢と、ただいま申しましては、人事院制度の形骸化に関する率直な御所見をお伺いいたします。

○政府委員(麻井真夫君) お答えをいたしますが、この点は繰り返し申し上げておきますように、人事院の制度、なまんずく給与に関する人事院の勧告制度が統きます限り、私といたしましては、従来の方針どおりこの運用を続けてまいる所存でございます。大変厳しい財政状況その他があることは、そういう完全実施といふことで長い間の実績もございますけれども、その点とやはり給与に関する勧告のたてまえといふものは、これは別個のこととして尊重をしていただかねばならぬ。事実、そういう完全実施といふことは私自身も重々存じてはおりますけれども、その点とやはり給与に関する勧告のたてましては、従来の方針どおりこの運用を続けてまいる所存でございます。

○柄谷道一君 私たちは、国家公務員と地方公務員に対する定年制の導入、退職手当法の成立について、野党の立場ではございますが、努力をしてまいりました。その趣旨は、行政機構の簡素化、効率化、公務員の定数の適正化、民間移譲の推進と民間活力の導入による行政の減量、不適正な給与法の使用の根絶や、昇進、採用、昇給制度の是正、成績主義の推進、こういった人事、給与制度全般の改善、これらによって給人件費の抑制を積極的に進めようというのが私たちの真意でございました。

いま総理は、本年度の措置は異例の措置という表現を使われたわけでございます。異例の措置といふことは、明年、明後年、この異例が続くことでは異例にならないわけでございます。私は、総

人件費の抑制について政府が全力を挙げて取り組むと同時に、人事院勧告については今後完全にこられを実施していく、それが政治姿勢として適切なことを思つておられます。そして、行財政の改革ではないかと、こう思つてございます。まことに、西欧の社会の制度、組織、慣習と日本の東洋的な生活の関係、風土、こういうものも理解がない面がある、誤解を生じておる面があると思ひます。こういう点につきましても十分解説をする相なると思います。政府といたしましては、ことは御承知のような非常に財政非常の事態でござりますので異例の措置をとつたわけであれば、これがまさに人事院制度の持靜に触れるような結果になります。明年以降の総理の明確な所信をこの際明らかにしていただきたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 毎年毎年ことしのようが、今後は人事院制度の持静に触れるいはその勧告の重みというものを十分心得まして、誠意をもつてこれに取り組んでまいる所存でございます。

○柄谷道一君 私は、前半の質問で各大臣に対しまして、日米経済摩擦の解消について御質問をいたしました。しかし、必ずしも明確な姿勢が打ち出されたとは受け取ることができませんでした。

これは十一月二十二日の某新聞でございますが、この貿易戦争は「和」では決着できない。歐州の狩猟民族が持つ、獲物を追いかけてキバギと指揮を出す西欧式指導力が必要となつてくる。このように指摘でございます。今後具体的な対策は関係閣僚会議で協議されることになると、こう思つたのでございますけれども、日米間の貿易摩擦の解消、これはきわめて重要な政治課題でござります。この問題に臨む経理としての基本的な所信を

が、このような記事が出ておりました「首相の指導力は農耕民族の日本古来の「和」の政治にあるが、この貿易戦争は「和」では決着できない。歐州の狩猟民族が持つ、獲物を追いかけてキバギと指揮を出す西欧式指導力が必要となつてくる」という指摘でございます。今後具体的な対策は関係閣僚会議で協議されることになると、こう思つたのでございますけれども、日米間の貿易摩擦の解消、これはきわめて重要な政治課題でござります。この問題に臨む経理としての基本的な所信を

○國務大臣(鈴木善幸君) 日米の貿易の不均衡、それを貿易摩擦と、こういううぐいに表現しておるわけでございますが、私は、この日米の貿易の

いよいよ考へます。

その一つは、日本の市場が閉鎖的である、よく

こういうことが指摘をされております。市場の開放ということを指摘されておるわけであります。私は、そういう問題につきましても謙虚に掘り下げた検討が必要である、こう思います。まことに、西欧の社会の制度、組織、慣習と日本の東洋的な生活の関係、風土、こういうものも理解がない面がある、誤解を生じておる面があると思ひます。こういう点につきましても十分解説をすることによつて相互理解、また日本の市場の閉鎖性という問題についての誤解も解消できる点は多

かなかない面がある、誤解を生じておる面があると思ひます。

こう思つております。そこで、具体的な人名も挙がつております。

本当に鈴木総理が政治生命をかけて行財政の改革を実現するという御決意であれば、今日まで

この委員会でそれぞれの閣僚が今後の抱負を述べてございました。決意も披瀝されてございました。私は、現内閣体制を維持して行財政の改革を最後まで仕上げるというのが常識的に見

た姿ではないか、こう思います。また、私の考

え方に同意する国民もたくさんございます。

この際、行財政改革の道半ばにして内閣改造を

行なれようとするその理念は一体那邊に存在して

いるのか、何のために内閣改造をやろうとしておられるのか、総理の御所見をお伺いいたしま

す。

○國務大臣(鈴木善幸君) 現在取り組んでおりま

すところの行財政の改革は、これは政府並びに自

由民主党が一体になって推進をいたしております。

この際、行財政改革の道半ばにして内閣改造を

行なれようとするその理念は一体那邊に存在して

いるのか、何のために内閣改造をやろうとしてお

られるのか、総理の御所見をお伺いいたしま

す。

○柄谷道一君 私は、日本の国益を守り、誤解を

解く、そして守るべきは守つていかねばならぬと

いう分野と、そして行き過ぎは改めていかねばならぬ、この二面を持つているとと思うわけでござ

ります。唯々諾々と米国の主張に従うことのみが貿

易摩擦の解消ではない、こう思ひます。経理とし

て、このような点を踏まえつて的確な指示を行

わることによってこの問題の解決に對処してお

だきたい、この点を要望いたしております。

時間の関係で、最後に一問申し上げます。

私は、行財政の改革が當特別委員会で真剣に討

議されているさなかにもかかわらず、与党内で

時間が参りましたから終わります。

○委員長(玉置和郎君) 秦豊君。

○秦豊君 総理、ちょっと伺います。

さきのう総理は、ワシントンから一時帰国された

大河原駐米大使とお会いになりましたね。大使か

昭和五十六年十一月七日印刷

昭和五十六年十一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局